

監獄雜誌



第四卷第五号

目 録

- 監獄學雜誌ノ改題ニ就テ……………(一丁)
- 翻譯……………(四丁)
- 振邊エルザス及ロッドリゲン州監獄法則 山上義雄譯……………(九丁)
- 雜錄……………
- 戒諭官服務心得……………
- 史必携服務心得……………
- 徒刑囚島地發遣ニ就テ……………
- 出獄人保護組合ニ就テ (承前)……………
- 統計……………(一七丁)
- 明治廿六年四月々末全國在監人員……………(二〇丁)
- 通信……………
- 數件……………
- 敬誨……………
- 誰ニ向ツテ敬誨チナスカ……………(二二丁)
- 支那ノ迷惑……………
- 雜報……………
- 敬拾件……………(二七丁)
- 論說……………
- 監獄ノ智識ヲ識スヘシ……………
- 巡回所見雜記 第八……………
- 文學士……………
- 久米金銀君演說……………
- 寄書……………(四四丁)
- 監獄内ノ作業ニ就テ……………
- 懲役ニ處セラレタル者上訴權ニ就テ……………
- 舊法懲役終身ノ婦女ニ就テ……………
- 在監人給與工錢ノ議ニ就テ……………
- 上田(定次郎)稿……………
- 霞堂主人……………
- 浪華生……………
- 如夢居士……………

警察監獄學會發兌

(壹部定價六錢)

會 告

一金拾圓也

右ハ今回警保局長小野田元熙君ヨリ本會へ寄贈有之
謹テ拜謝ス

本誌第四卷第五號ハ本年五月刊行ノモノニ相當シ而
シテ實際發行ノ日附ハ七月一日ナルヲ以テ其間一號
ノ遅延ヲ生シ自然休刊ニ付シ去ルヤノ疑ナキヲ期セ
スト雖モ今後時機ヲ圖リ一ヶ月二回ノ發行ヲ遂ケ結
局年末迄ニ於テ第拾貳號ヲ刷了シ毎月壹回發行ノ責
任ヲ盡スヘシ讀者乞フ了セヨ

警察監獄學會

監獄雜誌第四卷第五號

●監獄學雜誌の改題に就て

改良の上にも改良を加へ進んで行くことを知らざるべしとは兼て余輩が讀者諸君に向つて聲言する所なり、學會が雜誌を發刊してより以來、此に數閱年、其の間に於て幾度か更革を加へたるの事實は讀者諸君能く之を知らん、曩きに警察より分離して監獄専門の雜誌を刊行するに至らしめたるが如き蓋し進歩せる監獄改良事業の機運の然らしめたるものありとは言へ亦た以て余輩が孜孜として雜誌の改良に銳意熱心ある徵衷のある所を知るべきなり、爾來此に數閱月、如何に雜誌の面目を更新するに到りたるや、如何に有益なる幾多の材料を網羅して益々讀者諸君の參考に資する所、多からしむるに到りたるや、予輩自ら能く之を斷言する能はず唯だ讀者諸君が日を追ふて益々本誌を愛眷せらるゝの厚さを加ふるに由つて聊か心に安んじ且つ慰する所あるのみ然れども予輩は是を以て決して満足するものに非ず、燃ゆるが如き望蜀の情は刹那も予輩の念頭を去る能はず苟くも機會あれど之に投じて尙ほ幾層の改良を加へんこと予輩の常に冀圖して止む能はざる所なり、冀望は終に機會を招き今や幸にして復た一大更新を我が監獄學雜誌に加ふるの運に際會するを得るに到りぬ、監獄改良事業の機運此に到らしめたるを抑も亦た我が二千五百有餘の讀者諸君の厚意に由るなきを得んや予輩は此の機會に於て改めて復た深く讀者諸君に謝する所なくんばあらざるなり

題して監獄雜誌と稱し更らに筆硯を新ためて此に諸君と相見ゆ、題を變ゆる必ずしも深意あるに非ず、讀者も知らるゝが如く本誌の前身たる監獄學雜誌は學術専門の雜誌たりしあり、苟くも事の學術範圍外に涉るもの縦令ひ台獄上、緊要ある事項として參考に資すべきものありと雖ども、條例の結束する所の爲めに終に之を掲載すること能はざりしなり、然るに實務上、必要な材料は多くは條例に所謂時事即ち純粹ある學術以外の事項に屬し之を掲載せんと欲すれば即ち條例に違ふの嫌ひあり之を掲載せざれば即ち雜誌をして監獄事業の機關たる職任を全ふせしめ能はざるの憾みあり、此の憾みあらしめんと欲せば記載事項の範圍を擴張し條例に依つて規定の保證金を収めざるを得ず、彼の嫌ひなからしめんと欲せば即ち狹隘なる學術範圍内に跼蹐して乾燥枯槁の文字のみを排列せざるを得ず、保證金を収めんと薄資、如何んともする能はざるの事情あり、監獄學雜誌が幾多、言ふべからざる苦心を以てするに拘はらず今日に到るまで動もすれば輒ち讀者をして多趣多味を感ずる能はざらしめたる所以のもの讀者の明、恐らくは夙に之を監察せられたることあるべしと信ず予輩常に是を以て深く遺憾とし百万、營爲する所の功、空しからず幸にして僅かに多少の資を得て之を保證金に投じて大に記載事項の範圍を擴張するの宿望を決行し將來に於て一層、大に監獄事業に對して其の機關たる自由の運動を試みることに、あるに到れり是れより以往、予輩も亦た益々此の事業に對する熱心の氣勢を發奮し學術と實務と苟くも治獄上研究參考の資に供すべき所のは細大漏すなく盡く之を本誌に網羅して監獄事業の羅針盤たる信任に背あらしめんことを努むべし、思ふに讀者諸君も亦た是れより本誌を愛容せらるゝこと一層深あるべし、予輩、豈に微力のあらん限り盡

力、以て諸君の厚意に酬ゆる所なくして可ならんや

監獄雜誌は監獄改良事業の機關なり、語を換へて之を言へば我が一般監獄社會即ち讀者諸君の機關なり、諸君は即ち此の機關を利用するの權利と義務を有す、雜誌の盛衰興廢は一に係つて諸君の肩にあり諸君請ふ監獄雜誌を以て予輩、二三有志の専有機關となす勿れ、其の盛興あるを見て獨り予輩の功とあす勿れ、其の衰廢せるを見て獨り予輩の過とあす勿れ、功と過と亦た皆な少くも其の一半は諸君に於て之を負担せられざるべからざるを記應せよ、彼の獨逸に於ける將た英、米、佛國等に於ける監獄機關たる雜誌を見よ、其の記載する所の凡べての事項、論說なり雜報なり將た通信なり、幾んど一として實務家即ち典獄を始め凡べての監獄官吏が責任を以て署名したる手に成りたるものにあらざるはなく而して所謂、雜誌記者と稱する所の者は唯だ之を輯集編纂するの任を盡すと云ふに過ぎざるの實況なるに非ずや、斯くの如くにして始めて能く雜誌をして監獄社會の機關たる体裁を保ち且つ効果を全ふせしめ得べしと謂ふべきあり、監獄雜誌の我が監獄社會に於けること亦た實に斯くの如くあらしめんことを切望す、高尚浮華の理論は實務に益する所、甚だ少し、予輩固より成るべく之を避けんことを努む然かも予輩、實務家に非ざるの故を以て動もすれば輒ち高尚に馳せ迂濶に流れ往々實務家をして卷を掩ふて讀むに堪へざるの感を抱かしむるべき能はず是れ豈に獨り予輩の素志に戻るのみならんや監獄社會の機關たる名實に背くこと亦た甚だ大なりと謂ふべきあり故に予輩は此に本誌改良の機會に於て更らに諸君に望む予輩敢て勞を諸君に分たんと欲するにあらざれども願ひくは諸君に於ても亦た前日に倍して益々多く其の實務上、經驗ある有益斬新の資

料を授寄せられ櫻李杏桃、學理と實際と能く相融和渾合して粲然たる光彩を我が監獄雜誌の上に放つに到らしめんことを聊か一言を陳べて本誌改良の辭とあすど爾云

明治廿六年六月

監獄雜誌記者識

綴

譯

惠るさす、呂ふどりんげん州の監獄則は近く數年前の制定に係り其の完備せると獨逸聯邦中の冠と稱す今、監獄課員山上義雄氏の譯を得て此に之を掲ぐ

●獨逸エルザス及ロードリッゲン州監獄法則

第一編

監獄官々制

官制

第一條 監獄ノ事務ハ典獄ヲシテ處理セシメ主務大臣之ヲ監督ス

監獄ニハ左ノ吏員ヲ置ク

高等監獄官 會計官、書記、理事

下等監獄官 看守長、看守、女監取締備員

僧侶、醫師、教員ハ必要ニ從ヒ各監獄ニ置キ其事務ヲ扱ハシム僧侶醫師、教員ニ

ハ高等監獄官吏ノ規則ヲ適用ス

第一章 官吏服務ノ規定

第二條 監獄官吏ハ職務ノ内外ヲ問ヘス品行ヲ慎ミ規則ヲ遵守シ職務ニ誠實勉勵ナル

職務内外ノ言行

ヲ要ス

監獄官吏ハ職務上ノ機密ヲ嚴守セサルヘカラス

監獄官吏ハ可成教誨ニ參列スルヲ要ス

高等監獄官吏ハ特ニ協同一致シ行刑ノ本旨ヲ達スルヲ職務ムヘシ

第三條 凡テ監獄官吏ハ典獄若シクハ其代理者ノ命ヲ遵守シ職務上ニ於テハ下等監獄

官吏ハ高等監獄官吏ノ命ヲ看守ハ看守長ノ命令ヲ奉シ毫モ違背スヘカラス若シ其

命令ニシテ前命ニ矛盾スルカ若クハ越權ナリト認ムル時ハ其旨ヲ上官ニ注意シ探

用セラレサル時ハ命ニ背クコトヲ得ス上官ノ訓示及命令ハ常ニ服膺セサルヘカラ

ス下等監獄吏ハ職務中制服ヲ着用スベシ高等事務員ハ監獄構内ニ於テハ制帽ヲ戴

クヘシ下等監獄官ハ高等獄官監吏ニ對シ陸軍ノ樣式ニ倣ヒ敬禮ヲ行フベシ

第四條 監獄官吏ハ相互ニ親和ヲ旨トシ且ツ在監人ニ對シ嚴正、懇切、公平ナルヲ要

ス在監人處遇ハ公平ナルヲ要スト雖モ各個人ノ身分其他ニ注意セサルベカラス衛

生、紀律及感化上ニハ常ニ注意ヲ怠ルヲ得ス

在監人ヲ罵詈訾若クハ苛酷ノ扱ナ爲スコトヲ許サス

第五條 監獄官吏ハ在監人ト漫リニ交通スヘカラス

監獄官吏ハ放免者ト雖モ典獄ノ許可ナクシテ交通スルヲ許サス都テ在監人ノ請願

ハ典獄ヘ差出サシムベシ

監獄官吏ハ在監人ノ依頼ニ應ジ書信其他ノ取次ヲ爲シ且何等ノ名義ヲ問ハス

在監人ト商法食物購求等貸借ヲ爲シ及自己並ニ他人ノ爲メ金品ノ贈與ヲ受ケ又ハ慈善

或ハ信神ノ目的ニ使用セントスル金品及利益ノ如何ヲ問ハス監獄官吏規程ニ依ル

外領置スヘカラス

信用賣買ノ禁

鳥獸飼育

請願及訴願

誓約

休暇及欠勤

火災

家族親屬等ニ關スル責任

典獄或ハ監督官廳ノ書面上ノ許可ナクシテ監獄官吏ハ囚人ヲシテ何レノ作業ニモ使役スルヲ得ス

第六條 監獄官吏ハ何レノ場合ト雖モ懸賞若シクハ信用購入又ハ受負ヲ爲シ及商人ヨリ贈與ヲ受ルヲ許サス

第七條 監獄構内ニ居住スル官吏ハ監獄廳ノ許可ナクシテ種類ノ何タルニ拘ラス鳥獸ヲ飼育スルコトヲ得ス

第八條 監獄官吏ヨリ高等官衙ヘ差出スヘキ願書ハ典獄ヲ經由スヘシ其他官吏ニ對スル訴願モ亦同シ典獄若クハ典獄ノ加ヘタル懲罰ニ對スル訴願ハ少クトモ三日以内ニ主務者ヘ差出スヘシ

第九條 本官ニ採用スルモノハ誓約セシム其他ノ監獄事務ニ從事スルモノハ千八百八十五年一月十七日及三月廿七日附ノ條例ヲ遵奉スヘキモノトス

休暇ハ千八百八十五年七月一日附ノ訓令ニ基キ之ヲ許ス
監獄官吏疾病其他ノ原因ニ依リ欠勤スル時ハ理由ヲ詳記シ典獄ニ届出スヘシ僧侶及醫師欠勤ノ場合ニ於テハ相當ノ代理者ヲ差出スヘシ但シ其費用ハ特ニ主務省ニ於テ規定スル場合ノ外本人ノ負担トス

第十條 監獄若クハ其近傍ノ火災或ハ天災ニ際シテハ僧侶及醫師ヲ除クノ外凡テノ官吏ハ直チニ出頭シ典獄ノ指揮ヲ受クヘシ

第十一條 監獄官吏ハ其家族、家僕或ハ來訪者ノ犯則ニ對シ自カラ責任ニ任セサルヘカテス且家族等ヲシテ職務ニ關與セシメ及在監人ト直接或ハ間接ノ交通ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第二章 會議

第十二條 會議ハメツツニ於テハ每週一回コルマールニ於テハ一週間毎ニ一回ツァーベルン及ザールゲミユンドニ於テハ少クトモ毎月一回開會シ一定ノ時間中典獄及高等監獄官臨席ス看守長授業手ハ典獄必要ト認メタル時ニ限り參列セシム
會議ハ監獄事務ノ研究并ニ各主任ノ事務打合せヲ以テ目的トス

第十三條 會長ハ其監獄ノ典獄トシ「ザールゲミユンド」會議ニ於テハ「メツツ」監獄ノ典獄ヲ會長トス會議ハ典獄臨席アルニアラザレハ開クコトヲ得ス

列席者ハ會議問題ヲ提スルコトヲ得會議事項ハ之ヲ第三者ニ報告スルヲ許サス
第十四條 會議ニ於テハ主務省ヨリ發セラレタル訓令ノ意義ヲ朗讀シ其他一般ノ狀況及方法ニ關スル事項、下等監獄官吏ノ人物及職務執行上ノ可否并ニ各在監人ニ關スル緊要ノ事項ヲ議シ且之ニ關係ヲ有スル凡テノ事實ヲ報導ス殊ニ左ノ事項ニ就キ各自ノ意見ヲ陳述スルヲ要ス

(一)囚人特赦假出獄ノ上申并ニ監視執行地等ニ關ル
(二)典獄ヨリ命シタル分房拘禁或ハ雜居房編入ニ關スル
(三)下等監獄官吏ノ任免

第十五條 會議ニ於テ決議シタル事項ハ其要領ヲ筆記ス「コルマール」、「ツァーベルン」及「ザールゲミユンド」會議ニ於テハ議長其要領ヲ摘記ス其他ノ會議ニ於テハ議長ノ指名シタル官吏ヲシテ筆記セシム

第三章 典獄

第十六條 典獄ハ本則定ムル所ノ規程及其他監獄ニ關スル法律并ニ一般及特ニ設定シタル規則ニ依リ監獄ノ事務ヲ指揮監督ス典獄ハ外部ニ對シ監獄ヲ代表スルモノトス典獄ノ指揮監督ノ範圍左ノ如シ

會議ノ本旨

筆記

職權

行刑ノ目的ヲ達ス
ヘキ注意

放免時ニ關スル責
任

遇囚規定

- (一) 監獄ノ安寧秩序
- (二) 遇囚、食物給與、衣服、臥具、在監人行狀作業
- (三) 清潔、衛生、空氣ノ流通監房ノ暖房及點燈、
- (四) 教誨、習學
- (五) 役法
- (六) 監獄官吏職務内外ノ行狀
- (七) 監獄官吏事務分掌(必要ノ場合ニ於ケル代理)
- (八) 普通事務、帳簿、金錢出納、簿記計算
- (九) 建物器具ノ整理

第十七條 典獄ハ罪囚ヲ拘禁ノ目的ニ組織セサル様取扱ヒ法律規則ニ從ヒ刑ヲ執行シ

在監人ノ德義心ヲ養發セシメ出獄後善良ノ生計ヲ營マレムルノ注意アルヲ要ス
此目的ヲ達センガ爲メ典獄ハ事務室ヨリ主トシテ監房ニ在ルヲ要ス而シテ監房、
寢室、工場、倉庫、教誨所、運動場、病監等ハ不時ノ巡視ヲ爲シ亦夜間時々巡回
スルヲ要ス典獄ハ自己ノ外特ニ臨時夜間巡視ノ官吏ヲ定ムルモノトス

第十八條 典獄ハ確定シタル時間ノ外囚人ヲ拘禁スルコトヲ得ス刑期滿限ノ者特赦仮
出獄ノ恩典ヲ受ケタルモノハ直チニ出獄セシメサルヘカラス本件ニ關シテハ典獄
書記ニ代リ其責任ヲ負フヘキモノトス(百四條)

第十九條 典獄ハ現行ノ規則ニ依リ分房或ハ雜居、各寢監及業種ノ配定、給與工錢、教
誨、習學、運動時間及在監人懲罰ニ關スル規程ヲ設ケ及實施スルヲ得
典獄ハ戒具ヲ使用スルコトヲ得十四日以上ノ施械ヲ要スル時ハ主務省ノ認可ヲ受
クヘシ (未完)

雜錄

此の篇は獄務の當局者某先生の手稿に係る今姑
らく匿名を以て此に掲ぐるも他日其の何人たる
やを讀者に紹介すへし

●戒護官服務心得

諸言

世人は監獄と云ふ語を聞けば苦澁の面を作り頗る之
を嫌ふ色を顯はせり而して其の嫌ふ色の内には之を
賤み蔑にせる心加味し居るなり今吾人ハ是れ等の内
心に立入て其腹臍を腰なく探くれば忽ち一條の脉線
而も氣息奄々將に滅るなどするものあるを見出す
に難からず斯く此脉線は既に死相を呈し居るにも拘
はらず彼等の腹臍に食ひ込むの持久しければ從て深
く今尙辛ふじて潜伏しつゝあるも時に觸れては再び
萌え出でん景色あり、あはれ此脉線に惱まれたる諸
子よ一朝迷蒙を覺破するの時來らば彼等は前非を悔
ひ大に何故に自己は斯く迄不明なしかを驚き穴に
も入りたき心地生せん、極めて平かに卒直に云へば

監獄の語を聞て之を嫌ふの根柢は少くとも自己の不
明あることを顯はせしなり何とあれ予に常に此輩
に向て其理の在る所を尋ねれば今日の兒童すらも猶
は言ふを耻づる半番ハ盜賊の番人にして非人の爲す
べき業なればあり云々と如何に彼等は監獄と云ふ智
識に於て幼稚なりしかは大凡そ之れにても推測する
ことを得るに足る、然れども吾人監獄の事業に關係
を有する者豈何んぞ斯の如き理もなき舊時代の遺傳
たる感情的の爲に最高の天職とすべき監獄を離れん
や、見よや近時少しく誠ある者の監獄の事を鼓吹し
て大に之を天下に發表するの跡あるを、是よりハ獄
事益々光彩を加へ前日の厭嫌却て今日の羨望を起す
の曉到るべし其時に臨んで如何に羨望するぞ云へ
監獄ハ特別の手並を要する一の精神的技術あるは容
易に門外漢杯の窺ひ知るべきに非ず就中看守押丁の
職に在ては直接に囚人に對する者あれば機に應じ變
に處し彼等をして改善せしむるの策ハ多年斯事業に
身を委ね幾多の經歷を積み幾何の學識なくんば到底
其の任に堪ゆる能はざるなり吾人は實に監獄官吏中
最も緊切ある、至困至難の業務として看守押丁の職
を認む、請ふ諸君天職のみ獨り高ふして其勞に酬ゆ

る所のもの甚だ僅少あるを怨む勿れ斯道の先輩の夙に茲に心慮を配り居れば早晚功勞相等しふするの機會は必ず来るべし斯る念慮の爲めに此最高の天職を曠ふすることあらば是れ獨り諸君の爲めに不利を來すのみならず將來愈發達せんとする此國家事業の爲に幾多の妨害を與ふるあり諸君は須らく茲に鑑み小心翼々唯此天職を全ふする能はざるを恐るの氣風を備へざる可らず、具眼者自らあるあり、何ぞ自ら晦ふするの事を爲さんや

若し夫れ看守押丁の諸君にして其地位を獄務改良の衝に置き眞個に斯道に於ける登達を來たさんと欲せば諸君の諸君たるべき体面を保たざる可らず諸君の内或は多年の實験より此殊特なる手並を生み出したる者もあらん又は多少の學理を曉得し以て之を應用する者もあるべし然れども實際と學理と共に之を保するの必要の勿論なりと雖も斯の如きは諸君に負ひしむる過大なりと云ふべきを以て吾人の寧ろ此改良の黒頭巾たるべき傀儡の位地の經驗者たる諸君の手に歸することあるを信するなり、願みて監獄の現狀を觀察すれ今日監獄の革命とも云ふべき時代にして凡ての事務多少其所を得ざるある遷移の時

意する所あかる可らず若し夫れ看守押丁の諸君にして無頓着にも不体裁ある服裝を爲さんか彼等四人の嗤笑を招くは當然にして從て遇囚上大に都合惡るるを感ずるに至るべし故に紀律の府たる監獄殊に囚人に直接する所の者は此點に於て最も注意を加へざる可らず而して又制帽の如きも正しく之を冠り所謂いさなる風を眞似る可らず其靴に至ては常に之を磨き光澤を保たしむべし是れ獨り体裁上のみならず保存の上に於ても最も必要ありとす彼の晴天に長靴を穿ち雨天に半靴を穿つが如き最も避くべきの事なり苟くも身を囚人の間に置くもの自身既に哨兵線内に在るものと覺悟せざる可らず何時我に抵抗を試むる者あるも宜しく之を處するに十分なる注意の常に心掛くるを要す是の故に看守の佩劍の單に裝飾品に止まらずして之を實用するの機會もあるべきを以て時々之を磨き万一の時に應ずるの注意なかるべからず、眞個の勇士は戰て勝つのに非ずして戰はずして勝つを上策とす、佩劍は一面に於て此性質を帶ぶるものあるが故に其鞘の如きも之を磨て光澤あらしめ彼等囚人をして秋水凄凉あるを感せしめ先づ恐怖を抱らしむるの注意を怠る勿れ其佩用法に至ても

に於て免れざる所なれば彼か囚人に直接する所の看守押丁諸君の如きは如何に經驗を積み學理を應用するとも此實際事を處するに當て不信の感なき能はず若し之が爲めに迷ふことあらん乎治獄の上に少なからざる影響を及ぼすに至るべし故に予の不敏をも顧みず茲に執務の參考として一面指南車ともなるべき訓授事項を稿し以て日常事を處するに當り大に便益を得せしめんとす若し之れに關し疑ふことあらば冀く稿者に教を垂れよ

第一 制服

監獄の紀律の府たるべきは今更言ふを保たざれば看守押丁の制服を着する上に於てもさまり正しく成るべく体格に適合したるものを用ひ威儀整然たらざる可らず彼の地方監獄に於て屢々見る襦袢短袴のもの如きは一見不体裁たるのみならず延びて舉動の柔情不活潑を來し大に其体面を損傷するものあり斯の如きは唯外見上に於てのみならず内心に於ても亦柔情あれば從て之を外部に顯はすの餘儀なきに至るなり見よ精神強固ある武官の服裝の如何に凛々しく武く見ゆるを斯の如き嗜みの虚禮に過ぎざる如き觀あれども其實決して然らず制服を着するものは大に注

鞘を握り或は之を地上に引摺り以て漫步するが如き危険の最も甚だしきものなれば必ず其柄を把らざる可らず此事は地方に在ても之れが爲に災害を被むりし實例あればゆめ注意を怠る可らず

以上予は制服の事に就きくゞしく述べたれども實際此注意を忽かせにせざる諸君が又必ず頭髮をして髥々たらしめ胸間に鎖を下げ若くは鉤鈕を外づすが如き不体裁のあかるべしと信す又其制服も歸廳後正しく之を疊み置き折目正しく整然着ておすべきなり而して之を置く所の場所も常に一定し置き不時の際狼狽するが如きことある可らず

制服の論極めて瑣事に似たりと雖も彼等不紀律に慣れたる囚人に對する嚴正を要すべきを以ても如何に服制の重要あるかを思へ況んや身此不紀律ある囚人の模範たるべきに於てかや蓋し思い半に過ぎん

第二 舉止

看守押丁は其の上官の命令に對しては須らく從順ならざる可らず例ひ如何なる命令訓示に接するとは云へ毫も吝阻逡巡の色を顯はすべく極めて温厚に之を向へ速に處断するの準備を怠すべし若し其事にして急遽を要するものあらば敏活ある手腕を揮て猶豫あ

く其事を成就するの氣概を養ふべし或は又上官の命令にして不合理あるとき若くは之を執行するの妨けあることを發見したるときは温顔従容、上官に對する相當の敬禮を盡し其言語も抗言的ならずして徐ろに自己か所思を述べ尙其命令を待つべし一朝其命令の下るや身萬軍の間に挺して直前直行、一死だに容むなく以て其の名節を全ふするが如きは是れ豈大和民族たる看守押丁の本分に非ずや

看守押丁は獨り上官に對して從順なるのみならず又同僚の間に於ても極めて親交を計らざる可らず殊に官宅に居住する者に在ては其の家族間の交際も亦親密なるを要す然れども其の之れが爲めに公務に執掌するの間私事を話すが如きは最も慎んで之を避けざる可らず例ひ休憩時間とは云へ大聲に私事を話し囚人の耳に入らしむるが如きは最も注意すべき事ありとす、

號令は簡明且嚴肅あるを要す漫に冗言多語する勿れ而して其音聲も成るべく銳利徹底なるを要す若し囚人にして其號令に服從せざる者あるときは二たび之を令し尙も聽從せざる者あるに至ては最早一語たりども吐く勿れ其事にして急遽を要し重要ある事たら

るが如くならしめ愈々以て完全に職務を執行するに容易に行刑の本旨も之れが爲めに十全なることを得べし

(未完)

●徒刑囚島地發遣に就て

天涯隱士

徒刑囚を島地に發遣し定役に服せしむるの刑法十七條の示す處今更辨を費すに及んずと雖もも刑法施行以來今日に至る北海道を島地と見做し徒刑の罪囚を發遣したると既に七千抑も我帝國の版圖三分の一を占有する北海道を島地と見做したるは誤謬も亦甚しと謂はざるを得ず北海道果して島地なりとせば四國九州亦島地なり何ぞ獨り北海道のみを島地とし徒刑執行の地と爲すの理かあらんや蓋し北海道は當初未開の地にして自然の富源を有するにも拘はらず良民の移住するもの極て少く開明の前進者たる道路の開鑿亦拓地殖民の便を欠きたるに依り政府は北海道を島地と爲すの不穩當なるを顧みず殖民政略より徒刑囚を發遣するの止を得ざるに至りしからん然れども翻て北海道今日の有様を見るに人口も増加して既に四十万の多きに達し愈々開明の域に進まんとす

ば直に嚴正なる口頭を以て上官に申告し以て其の指揮を待つべし又事餘り急遽を要せざるるときは宜しく之を手帳に記し置き以て上官の參考に供するを要す凡て口頭を以て申告するときは簡にして明あらざる可らず而して書面を以て申告するときは字体を楷書になし謹嚴ある口調を以て明確に爲すの注意あるべし口頭申告書面申告何れを問はず細大悉く皆其旨を手帳に記載せざる可らず

上官に對しての敬禮を施すべきは當然あるも宜しく之をして相當ならしむべし彼の一大帽庇に手を觸れ尙又脱帽屈体するが如きは須らく避けざるべからず、禮の相當の敬禮を施してこそ眞の禮不相當なる禮の却て非禮に涉るものと謂ふべし苟くも身を公職に奉するの瞬間は外人に對しても亦同一の此心得あるべからず

若し夫れ舉止の敏活莊重ある彼等囚人をして眞心、景慕欽仰の念を起さしむる如きは良善なる看守ども謂ふ可く堪能ある押丁ども謂ふべく行刑の目的を達すること此種の手腕を待つて始めて達すべきあり要するに囚人の欽仰心は延いて自己の命を奉じ令を依し一舉一動之を動かすこと恰かも囊中の物を探ぐ

今にして政府囚徒の發遣を停め良民の移住を獎勵するにあらずんば幾多の費用と歲月とを以て今日の程度に進歩せしめたる開拓も終には退歩して昔日の夷と化し去らんのみ殖民政略上より發遣したる徒刑の囚徒は既に其目的を達し最早必要なきのみならず良民は彼等を恐れ瞬時も生命財産の安全を保つ能はず資力あるの民は移住を欲せず彼地に於て財産を得たるものは再び内地に移住するに至るへし彼等の恰も群羊中の飢狼と謂ふべきものにして住民の囚徒を指して赤熊と稱するを見るも恐怖の度推して知るべきなり故に余は北海道囚徒發遣は殖民政略上よりするも國家經濟の點よりするも毫も利益あきのみならず有害の最も甚しきものと信するものあり

亦之を行刑上より論するも嶋地發遣ハ復讐感化行刑主義の何たるを問はず何れの場合に於ても不可なりとす仮に復讐主義とせんか自己の自由を濫用したる犯罪者に對し自由を制限若くは剝奪する上に於て内地に於る監獄に拘禁するの可あるは識者の知る處若し之を感化主義とせんか内地監獄に於けるより組織監督も實際周密を欠き總て中央國權監督の下に執行する如く刑の目的を達する能はず或は刑の本質公平

を失却し囚人をして益々不道徳に誘引するか如き場合あしと謂ふへからず故郷を逗留するの念慮なく家族を愛するの情あきものに對しては嶋地發遣は賞の如く之に反し故郷家族を愛慕するの念慮厚き者にしして爲に歸善すへきものに對しては刑餘の苦痛を感せしむるものにして最も苛酷と云はざるを得ず

以上述べたる如くされは北海道囚徒發遣を廢止するは同道開明上目下の急務にして政府の將に務めざるへからざる所あり我政府も未だ人類社會開明の甘味を知らざる新社會へ最兇最惡の徒を送り徳義を破壊し其發遣を防止するが如き愚は學はざるへし

頃者説を爲すものあり政府は將來千島を以て徒刑執行の地と爲すの計畫ありて既に土地見分の爲め大井上典獄及技師を差遣したりと若し之をして仮に事實ありとせば政府は發遣すへき囚徒の選擇及執行の何れの方法を採らんとするか徒刑囚中最も不良の徒にして何れの手段に依るも改化遷善の目的なきものゝみを送り以て危害を減少せんとするか果して然らば彼等は益々自望自棄の念を起し兇行を逞ふし到底官吏の命を奉せざるへし之を安全に拘禁せんと欲すれば堅牢なる建物と多數の戒護官吏のみならず時宜に

依りて軍隊の差遣を必要とするに由り巨額の費用を不生産的事業に投せざる可らず投して以て之を償ふの利益ありや余は決して得る所なしと斷言するを憚らざるあり斯くの如くするときは將來千島に民の移住する者なく終に千島は罪囚の巢窟と變し國家の損害少なからざるべし殊に千島に幾千の兇惡罪囚を集むるは國防上最も危險にして一朝事あるに及んで外敵の襲ふあらは或は囚人其利器とあるの場合あしとせず加之あらす毫も刑の目的を達する能はざるなり囚徒殖民は各國既に不可とする處若し適當ありとせば實利主義なる英國の如きは必ず之を廢せざりしからん且つ英國ハ決して島嶼に欠乏を告ぐる國にあらざるなり英國ハ當初殖民政略を採り夥多の罪囚ヲ殖民地に送り巨額の費用を費したるも結果の見るへきものなくロルド、ブロングハムの會議以來ハ其主義を一變し第一期内地に於て刑を執行し后ち殖民地に送るの法を採りしも是亦好結果を得る能はず千八百五十年に至り殖民地へ送るへき囚徒ハ仮出獄者に限るとを規定し千八百五十七年に流刑を廢し千八百六十三年殖民地へハ品行方正の放免者のみを送るに至たれば流刑ハ全く其性質を變し獎勵の一手

段とありたり

囚人殖民の法ハ英佛伊等に於て數年試みたりと雖も好結果を得たるハ獨り佛國「ノイカレドニヤ」あるのみにして他に其例あるを聞かず余ハ經費の許す限りハ内地に集治監を増設し現に北海道に在る徒刑囚すら送還拘禁せんことを切望するものにして更に千島に發遣するに至てハ徹頭徹尾反對せざるへからず苟も公平の心を抱くものハ大に願ふ所あるへからず當時北海道の人口ハ凡そ四十余万囚人の數ハ八千人にして内地に於てハ人口千人に付囚人の數二人内外なるも北海道に至ては殆んど之に十倍せり是れ皆徒刑囚發遣ノ結果にして同しく帝國の民にして北海道住民に限り十倍の危險を蒙るハ何等の不幸ぞや徒刑囚の發遣不可あるハ此一事にても明なりとす記して以て當局者の參考に供す

●出獄人保護組合に就て(承前)

天龍居士

一出獄人保護組合ハ政府及寺院并に私人團體の獎勵寄附に依り各地に設置すへきものにして嚴重なる規則を定め出獄人中改悛の狀著しきものを選び將

來職業に勉勵し正業に就き自治し得るの保護を與ふるものなり

二保護組合ハ出獄人に道德上の保護を加ふるハ勿論品行を監督し信用希望を増進し過失あるの場合に於てハ時機を失せず責課し職業、衣服備主等を求め彼れをして未來を憂慮するの所を減少せしむるを以て大目的とせざるへからず備主の如きも充分組合に於て注意し彼等の模範たるものを選ふへきあり

三各地保護組合の事務は通常人にして慈善に富みたるもの若しくは本職にあらざる官吏(恩給者等)或ハ僧侶に委任するを適當なりとす保護組合役員としてハ組合長・書記、會計の三者を要す然れども官吏或は判事等を組合長と爲すハ最も不可なるものにして出獄人ハ其組合に至り保護を乞ふて欲せされハ此くの如きは抑も目的を阻害するの端緒ありとす僧侶の如きは職として此事業に加入すへきものなれハ僧侶を加名せしめ保護事業の良友と爲すは最も肝要あるものにして保護組合の本國とも稱すへき獨逸「ウエルテプアルヒ」に於てハ僧侶にして保護組合員たらざるものあり

四無籍者若くは或る原因に由り郷里に歸るを欲せざるものゝ如きは特に注意し費用の許す限りの充分の保護を與へざるへあらず而して若し其他の組合に於て保護するの費用なき時は中央保護組合より補助を受けるの方法を執らざるへあらず（獨逸の如きは中央保護組合を置き各所に地方組合を設け地方組合管外のものゝ保護は其組合残余の金額若くは中央組合の費用を以て保護するの法なり我國に於ても將來行刑の好果を奏せしが爲めに保護事業の盛大ならしめざるへあらず其場合に於ては中央組合あるものを設置し該事各般の中点と爲すは必要欠くへあらずるものなりと信す）

五中央保護組合に於ては各地方組合の會計、保護の方法其他万般の保護事務を處理すべし、中央保護組合の地方組合の監獄所にして政府は委員を指定し組合を代表せしむるの方法を執らざるへあらず若し中央組合の設置なき時は地方組合は功を奏するとなし是泰西諸國に於て既に實驗する所にして「ウエルテンブルヒ」の如きは最好の模範を示すものなり同國に於ては中央組織を嚴にし地方組合會計上に充分なる制限を付し其範圍外に涉るときは

中央部の許可を要することとせり保護事業を擴張し實功を見んと欲せば此等は要件の一として欠くへからざるものなり

六保護組合は常に監獄署及教誨所とは直接に交通し各囚人の性質其他身上の關係を明にせざるへあらず監獄署及教誨所に於ても亦詳細の模範を示し且放免前には時を誤らず保護せしめんとする組合に通知し其際本人在監中の行狀録、性質技能の調出給與工錢等を直接に組合長に送付するを要す出獄人直に郷里に歸らんとする場合の如き同様の手續を以て寺院に委任するを可なりとす

七保護組合前記の報告を得たる時の直にち引取組合員等の中に就き責任を以て保護監督せんとする者及居住を求め自治の業を興ふるの手續を爲し若し之を得ざる時は委員先づ其者を引受け彼れの顧問となり誘導者となり或は監督者となりて保護するの義務を盡さるへからざるあり

八地方組合は毎年度末に於て其年度内の事業及其結果、會計、組合員の數等を中央組合に報告し中央組合は之を公衆に廣告し一方に於ては寄附金の收支を証明し他の一面に於ては保護事業獎勵の資と

なすべし

(未完)

統計

●明治廿六年四月々々末全國現在々監人員

監府縣名	在監人	四	人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	攜帶乳兒	計
警 視 島	三、七七三	未詳	八二七	同	二八	三二一	同	四、九六〇
京 小 笠 原	一、五〇六	二、五三四	一、四七五	一、三八二	六九三	二二五	二八六	二、二五三
北 空 知 分	二、五三四	一、四七五	一、三八二	六九三	二二五	二八六	七五三	一、〇九
海 鋼 路 分	一、三八二	六九三	二二五	二八六	七五三	一、〇九	四一四	二〇一
道 網 走 分	二、〇七七	三、六二一	一、一二九	二六二	二二	二九四	四一	二、四三五
京 大 神 奈 川	二、〇七七	三、六二一	一、一二九	二六二	二二	二九四	四一	二、四三五
兵 庫	一、一二九	二六二	二二	二九四	四一	二、四三五	一、四六四	一、二一〇
長 崎	二六二	二二	二九四	四一	二、四三五	一、四六四	一、二一〇	一、五九二
新 潟	九六七	二〇一	二四一	二	二	九	一八	一、五九二

統計

十七

三宮東沖鹿宮熊佐大福高愛香徳和山廣岡島鳥富
池城京
集集集
治治治

歌

監監監總島崎本賀分岡知媛川島山口島山根取山

一、六四八 一、〇一七 一、二九〇 未詳 五二〇 五一六 九九六 五九六 一、〇四八 一、七四六 一、四一二 一、三二九 一、六三七 一、六二二 一、一三七 一、〇九四 一、八三二 一、八九〇 九七五 八九三 五四三

一七九 七九 一一二 一九八 三七〇 一五六 一八〇 一五七 二六一 二四〇 二八五 一六四 六二 一九五 四四 一七七 同 一 一 一

一 一 一 同 一 三二 一 一 一 七 七 八 四 二 一 四 四 三 一 三

一 一 一 同 一 八 三 四 〇 一 八 四 一 八 二 五 一 五 二 三 一 五 八 一 二 一 三 三

一 一 一 同 四 二 一 四 〇 八 一 四 一 五 二 三 一 〇 二 五 二 四 三 七 六 六

一、六四八 一、〇一七 一、二九〇 同 七一九 五八八 一、二四四 六八〇 一、二二六 二、〇五八 一、六五八 一、六〇六 一、九五二 一、八〇一 一、三五四 一、二六七 二、二八五 二、一〇三 一、一〇九 九九二 六三四

石福秋山青岩福宮長岐滋山靜愛三奈朽茨千群培

川井田形森手島城野阜賀梨岡知重良木城葉馬玉

五二七 五五九 七六七 七〇五 三三二 四六七 一、二〇九 七六五 一、三四二 九四〇 一、二二九 四七一 一、一五八 二、一四五 二、五二五 六一四 八九四 一、二四八 一、〇四一 一、〇五一 一、一三四

六六 四七 一三四 九六 八八 一二二 二七七 三一六 二〇八 一五五 一六四 一九四 四六二 七八 一四三 一六六 三一三 二六四 一六〇

一 一 一 一 一 一 一 四 二 二 六 三 三 〇 四 二 二 七 八 〇 六

三 一 四 六 六 一 二 二 七 一 四 二 九 五 六 三 六 五 三 八 二 一 七 〇 二 七 一 七 四 二 五

七 三 二 六 四 二 二 六 四 五 一 六 四 三 二 〇 八 六 〇 〇 一 八 七

六二二 六一三 九〇九 八二三 四二四 五九三 一、五二五 一、一〇〇 一、六九三 一、一六〇 一、四六九 六四八 一、三六三 二、六七五 一、六三六 八三五 一、一三三 一、四五八 一、三八〇 一、三三七 一、三三二

通信

兵庫假留監計	二二一 六七、一七七	九、九八九	二二六 一、八三七	四三九 七九、六五九	二二一
--------	---------------	-------	--------------	---------------	-----

通信

看守教習卒業

大坂府 監獄署
當署第三期看守教習課程卒業試験ヲ舉行セシニ及第者左記の如し

及第者

看守	野木武一
同	谷親利
同	伊藤頼次郎
同	松岡正勝
同	檜垣繁太郎
同	牧野文次郎
同	岸川萬太郎
同	山崎彌三郎
同	小橋征次郎
同	川谷丑平
同	岡村渝一

八名優等生

看守教習卒業

岡山縣 監獄署
本縣看守教習所ニ於テ第八回受業生五名試験ヲ執行セシニ孰レモ及第ニ依リ本月十七日卒業証書ヲ授與シ實務ニ服セシメタリ其人名左ノ如シ

桑木重義
小合龍平
淺野瀧三郎
内藤安次
難波曹忍

看守教習卒業

三重縣 監獄署
本縣第四期看守教習所受業生十四人ハ今般卒業セシヲ以テ各々卒業証書ヲ授與セリ其氏名左ノ如シ

看守	酒井一郎	看守	吉村周藏
同	吉田竹次郎	同	高林政藏
同	關長雄	同	柴田杠一郎
同	萩原破魔吉	同	北村源次郎
同	藤谷秀磨	同	神明新太郎
同	奥村彬延	同	山本茂一郎
同	中村郁太郎	同	北岡角次郎

死亡祭祀料下付

栃木縣 監獄署
故栃木縣看守 岩倉 澄啓

看守部長任命

濱田監獄支署詰

看守 名越定吉

西郷監獄支署詰

看守 中村林三郎

死刑執行

看守部長テ命ス

京都府 監獄署

大坂府西成郡北野村平民

齊藤勇太郎

京都府北桑田郡細野村平民

山田茂太郎

右強盜殺人罪事件ニ付本年三月三十日京都地方裁判所ニ於テ死刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ該裁判確定候處今般司法大臣ノ命令ニ依リ執行方當地方裁判所檢事正ヨリ指揮有之候ニ付本日午前第九時三十分當署内ニ於テ執行了ヘタリ

通信

奉職中死亡候ニ付祭祀料トシテ
金參拾五圓給與
右頭書ノ通り給與セラル

教 誨

前號ノ誤植ヲ正ス。席次ハ序次。教ヲ受クル
個人教誨ハ教ヲ授クル個人教誨。異種性情ノ
人物ヲ辨ヘハ人物ヲ併ベ。數年前那ノ罪名ヲ
ハ罪石。既ニ他人耳目ニハ他人ノ耳目ニ。

誰ニ向ツテ教誨ヲナスカ

樺戸 原 胤 昭

本欄ニ於テ斯ノ如キ題句ヲ掲グルハ怪亦怪、然レモ
尙之レヲ掲ケテ一文ヲ草スルノ因アルハ怪モ亦怪ト
云ハザルヲ得ズ
人アリ曰ク 監獄教誨ノ職ニ當ルモノハ須ラク眼界
ヲ廣クスベシ、余ノ如キモ甚ダ嗚呼ノ至ナレモ教誨
ノ壇ニ登テハ獨リ囚人ヲノミ眼中ニ措カズ立會ノ看
守看守長ハ勿論臨席スル監獄官ヲ睨メテ教誨ヲナセ
リ、視ヨ今日ノ監獄官ガ不品行不道德ヲ、先ツ監獄

官其ノ者ヨリシテ德義ノ何モノタルヲ知ラシメ苟ク
モ被治者ヨリ指的セラル、ガ如キ非行ナガラシムル
ト極テ緊要ナレバナリト
斯ノ如キ言辭ハ抑モ何人ノ口頭ニ出デシカ、其人ハ
新參ニアラズ古參、宗教家トシテハ極要ノ位置ニ在
リシモノ、教誨師ノ職ニ在テハ監獄官ノ見榮ヘ目出
度經驗家ト云ハレ、自ラモ亦罪囚感化ヲ以テ身ニ任
ズルト名乗リ出デタル人々ノ口ヨリ送りシハ怪亦怪
ト云ハザルヲ得ズ
最早今日ハ全國ヲ探グルトモ此ノ如キ人ヲ得ザルベ
シ實ニ予ハ此輩ノ在サレトナ熱望ス、然ラバ之レ
過去ノ贊嘆今更言フチ厭フカナレモ熟々之ヲ慮ミレ
バ必竟此ヲノ誤認吾輩教誨師ノ職ヲ低フシ監獄官ノ
輕侮ヲ招キタルノ一原因トモナリシヤト思ヘバ一文
ヲ本欄ニ遺スモ敢テ徒事ナラザルベシ
吾人教誨ノ職ニ立チテハ囚人ノ外他ニ顧ミルモノ無
シ、然レドモ裏面ヨリ幾多ノ監獄官其人ノ所行ヲ窺
ヘバ時ニ一驚ニ歎スルヲ無キニアラズ、左レド監獄
官其モノト當該教誨師トハ之レ一連帶ノ職務ヲ執ル
モノニシテ彼レノ瑕瑾ハ又我レノ瑕瑾ニ異ナラズ、
良シヤ直接ニ指的スルノ言語ヲ用非ザルモ意此處ニ

在ツテ諷諫スルガ如キヲアラバ最モ觀察力ニ敏ナル
囚人ハ忽チ速斷シ、今日ノ教誨ハ旦那モ耳ガ痛カツ
タロウ、杯ノ思念ヲ抱キ自己ニ緊重ノ教ナリシトハ
空過シ徒ラニ餘念ヲ以テ心ヲ塞クニ至ルベシ
監獄官其ノ人モ人間ナリ之ヲシモ濟度スルハ宗教家
ノ務ナルベシ、サレド宗教家ト監獄教誨師トハ資格
ヲ異ニセリ、假令監獄署ノ囑托ニヨリ宗教家ノ資格
ヲ以テ臨席スルニモモヨ其職ニ當ラハ即チ教誨師ダ
リ宜ク囑托セラレシ趣意ニ從ツテ務ムベキモノナ
リ、然レハ如何ナル場合ニ於テモ監獄教誨トシテハ
一向キニ囚人ヲ教誨ナスベキ筈ノモノナリ、良シヤ
機會ノ宜キニ遭遇スルトモ他ニ思念ヲ走ラスハ誤謬
ナリ、監獄官ニ於テモ亦單純ニ教誨師ハ囚人ヲ教誨
スルモノト信認スベシ假初ニモ教誨師ハ囚人ノ身最
負チスルヤウダ我輩ノ所遇ヲ非難スルヤウダ、杯ノ
偏見ヲ保ツハ誤謬ナリ
偏見ハ實ニ大過ノ基タリ、教誨師ニ於テハ毫モ意其
處ニアラザルモ立會監獄官ニ此ノ偏見アレバ以テ自
己ガ威嚴ヲ損スルモノト思認シ教誨ヲシテ有害毒物
視スルニ至リ教誨ヲ忌避シ終ニ教誨師其人ヲモ輕侮
スルニ至ルナリ、不肖予ガ如キハ常ニ此ノ誤謬ヲ認

メテ職ニ立チタリ、斯クテサヘ數年前ノコナリシガ
或日ノ教誨ニ於テ戒護者ヲ黒ト呼ビ囚人ヲ赤ト呼ビ
當該官吏ヲ暗ニ誹謗シタリト云フト、當時警守課長
タリシハ予ガ敬愛スル斯道ノ熱心家ニシテ常ニ親交
ノ間ナリシヲ以テ直ニ之レヲ予ニ告ケラレタリ、然
レモ事全ク虛、何等ノ言詞ヲ誤聞シテ此ノ說ヲ構造
セシヤナリ判スルニ苦ミタリ、然ラバ當時予ハ戒護者
トノ間ニ不和ナリシガ否ナ實ニ過分ノ優遇ヲ受ケテ
異身同體ノ働キヲ取ツ、アリシナレハ予ヲ誹謗中傷
スルタメノ捏造說ニモ非ラズ事全ク誤聞ナリキ、故
ニ予ハ切ニ望ム立會監獄官ニ於テモ極メテ公平清廉
ノ耳ヲ保タレンコトナリ

又囚人ニ在テハ最モ鋭ク此ノ偏見ヲ保チ、常ニ思フ
テ教誨師ハ我ガ味方戒護者ハ我ガ仇ト、故ニ針小ノ
言語モ之ヲ棒大ニ受ケテ誤解ナナスコトアリ、予ハ此
處ニ意ヲ存スルガ故ニ教誨ニ臨ミテハ最モ言語ヲ謹
ミ勤メテ偏見ニ陷スノ害ヲ避ケタリ、然レモ囚人ノ
偏見ハ尙之レチ免サズ折ニハ驚歎セシコトナキニ非ラ
ス、之ヲ例スレバ時ニ囚人ノ禮ヲ恭フスルモノアリ、
其所以チ問ヘバ、彼レ曰フ、過日ハ誠ニ難有キコトナ
リシ師ガ一場ノ教誨ハ傍ラ官吏ノ注意ヲ引クモノト

ナリ其翌日ヨリシテ何々ノ事ハ斯ク斯クノ取扱ニ變
更セラレタリ事全ク師ノ恩愛ニ出デシモノト一同大
ニ感激セリト、實ニ予ハ毫モ與リ知ラザルヲナルヲ
以テ其所由チ説キ事ヲ事務整理ノ功ニ期スルトハ云
ベ中々因入ノ偏見ハ解ケ去ラザリシナリ

斯クノ如ク此ノ偏見ヲ避クルニサヘ難キモノナルヲ
假初ニモ教誨師其人ノ意其處ニ在テ暗々裏中之レチ
諷諭指的スル等ノ事アルニ於テハ其害ヤ實ニ偉大ナ
リ、斯クアリテハ教誨ハ教誨師ノ私物トナレリ、加
之其ノ教誨ハ自己ノ輕侮漫評ヲ招グノ種トナルナ
リ、之レチシモ思フ所ナク見當違ヒニ向テ教誨ヲナ
シ自ラ禍ヲ招キシ者アリシカト思ヘバ怪亦怪ト云ハ
ザルヲ得ズ

又一種奇態ナル方角ニ向ツテ教誨スルモノアリ、予
數年前或地方ヲ巡回シ數ヶ所ニ於テ教誨ヲ傍聴セシ
ニ何等ノ故カ聴ク所ノモノハ多クコムヅカシキ教誨
ノミナリキ之レチ立會ノ監獄官ニ問ヒシニ異口同音
答テ曰フ、否ナトヨ平常ハ斯クマデムヅカシキ教誨
モ爲ザレトモ今日ハ偶マ足下ガ傍聴ナセシ故ニ常ニ
異ナリテ蓋莫ノ理ナ説キ教誨師ノ勢力ヲ見セシモノ
ナラント、然ラバ當日ノ教誨ハ予輩傍聴者ニ向ツテ

才に乏しと雖も其の徳望之れを誘化するの長所ある
ものあり故に唯だ一場の公演を聞き以て之を是非す
るは妄あり、又其の所説の難易深淺を以て是非する
ものあり、夫れ總因教誨の益する處ハ會衆を一貫す
る教義を布くにあれば會衆をして悉く其の意を解せ
しむると當然なり然れども群囚の中には高等の教育
を有する惡好あり假令其數は比較上少數ありと云ふ
ども教化上に取ては決て之れを輕々に看過するを得
ず最先に之れを教誨し其の非を説破するの必要ある
かり此の如き場合に在ては平常よりも説の深奥高尚
に亘るとあるべし之れをしも一聞し以て其の教誨ハ
高尚に過ぐると評下するは妄あり、又監獄教誨ハ定
りたる任者を以て毎會教誨を命ずるものなれば時に説
教體のものあり時に勸話體のものあり時に説諭體の
ものあり時に依ては前後の會に連續して淡白なる話
柄を與ふるとあるかり之れをしも一聞し以て全般
の實力如何を評下するは妄なり、又其の言詞の雅俗
を以て是非するものあり、囚人ト云へば一般に教育
の度低きものあるは言ふを待たざれど既に監獄ト云
へる境遇に在つて一の習慣をなせしものなれば言語
にも亦自ら習慣をなし尋常の社會に於ては解し難き

施サレシモノニ外ナラズ、咄、怪亦怪、
請フ讀者ヨ教セ、僻北ノ儒夫カ陳腐ノ言ニ貴重ナル
紙上ヲ汚セシ罪ヲ

妄評の迷惑

北海隱士

近時監獄に於ける教誨のと其の重きを措るゝに至り
しより監獄を巡見する者の教誨を傍聴すると多きを
來したり予甚だ之れを歎へり併し之れと同時に一の
迷惑を感ずるとあり恐らくは同僚中予と感を同ふせ
らるゝ諸君ありと信じ自ら憎まれものゝ衝に當り微
言を傍聴の諸君に呈して一省を求めんと欲す
抑も監獄巡見者の教誨を傍聴せらるゝは何等の趣意
に出づるものゝ其の教誨の適否實力の如何を實驗す
るにあるべし然るに傍聴者の評論を聞くに往々教誨
師の辨舌を以て之れを是非するものあり、固より辨
舌に於ても雄にして優、美にして清あらんとは望め
ども監獄の教誨は普通の説教演説の如く一場一席を
以て畢にするものに非ず任者を定めて常に群囚を教
導感化せしむるものあれば其人に依ては公會の辨舌
に長したるものもあれど又極めて之れに拙く其の長
ずる所反て談話體教誨にあるものあり又は總ての辨

漢語も監獄内に至ては普通語とされるものあり例之
は遷善、改悛、刑期、不良、下附、傾置、等の如き
ものあり之れをしも局外より來て一聞し以て某の教
誨は漢語多く無教育の徒の解するものに非ずと評下
するは妄あり、又會場の動靜出入の整否を以て教誨
の尊嚴を評下するものあり、之れ全く戒護部員の與
ふる處にして時に教誨師も其の不整理のために會場
の靜肅を欠くを憂ふると無きに非ざるものを反て教
誨師の不徳に歸するは妄も亦甚しきものあり
教誨を傍聴せらるゝ諸君ヨ請ム之を以て一省せられ
よ予れ亦其職に在て之れを言ふは甚だ嗚呼の至りな
れども予れ唯だ已れの職を責めばなり、監獄教誨の
と今は舊時代を去つて新時代を造りたり任者も亦新
しき人、有力ある人を迎ゆるに至りたれば之れを評
するに於ても宜く叮嚀を盡して口を開くべし濫りに
自己が淺見を以て評下するは有力有爲の士を遇する
ものにあらざるべし、又神聖なる教誨堂に臨みては
如何ある高等の官吏たりども會場の尊嚴を汚し靜肅
を欠くが如き振舞あるべからず時によりては開演の
後に入場し或は俄然中途に退場し會場を動かす等の
とあり之れ欠禮の甚しきものあらざるや其身もし當該

の官廳に在て臨見するものならんに、躬自ら自己が本領を傷つくるものと云ふべし然れども偶々臨場する處の人に在て、此邊の注意を保つと少なければ其人柄即ち斯道に向ての素人と認むるならば之を誘引する處の監獄官に於て豫め之れが注意を求めて可ならん萬が一にも傍聴の趣旨明確ならず、見物的か乃至は來た序だからと云ふが如きとあらば斷然之れを射絶して可あるべし、如何と云へば教誨のために與へられたる時間は任者に取ては再び得難き貴重物あり一人に一時五五百人には五時間之れを一人の生命に延れば二十日餘の光陰なり豈に重んぜずして可あらんや一人の來賓それがために此の貴重物を欠損せしめらるゝかと思へば容易に臨席を許さるゝ可あらん然れども至細なる觀察力を有する來賓に在ては予れよりして臨席を求め批評を受けるは最も益あるなり予屢ば諸氏の批評を聞きしが就中敬服せしは佐藤秀顯君の一評なりき一日君の高説を叩きしとき談偶々監獄教誨の事に及びしに君曰く余れ某の地の監獄教誨を傍聴し其の實力を認めて甚だ愈快なりしと、予敢て問ふ其の實力は那邊によりて之れを認められしや、説く所高尙ありしや否、低かりしと、然らば説く所密なりしか否な粗ありしと、然らば聴者をして感涙に噫はしめたるか否か一滴の涙も見さりしと、然らば講師は溢るゝの熱心を以て説きしか否か至て物靜に説たりたりと、然らば君の眼勢如何ある點に達して其の實力を認められしや、君曰く當日の教誨に極て平凡の語柄なりしとは雖ども聴者の肅然として清聴する現狀此の確證を余に與へたり、余輩來人の傍聴席を占るときは其異觀に視線を注ぎ聴衆の教誨に對する留意一に締結せざるを常とするものなるを此の場にのみ在て聴衆の視力一直線に講師を指し傍聴者在るを知らざるもの、如く其の語柄の平凡なるにも似ず聴衆の謹聴す有様は如何にも心底に首肯するものあつて然るときと察せられたり是れ必竟する平素の教誨深く囚人の心根に浸及するものあるに非されば此の美觀を見ると難きを以て之れを判したりと、君が觀察や盡せりと云ふべし、望むらくは世の教誨傍聴をせらるゝ諸君に於ても斯かる至細深重の觀察を以て教誨の實力如何を評下せられ吾人を以て無下に迷惑を蒙らしむるゝと無くれば幸甚々々

雜 報

● 内務大臣の監獄巡視

現任内務大臣は監獄改良に大に意を注ぐれ曩きには親しく警視廳監獄を巡視せられ（當時の誌面にて報導せり）又去月中北垣北海道廳長官小野田警保局長小河監獄課長を隨へ東京集治監をも巡視せられたり當日は雨天ありしにも拘はらず隈なく監内を巡視せられ事務取扱上等に就ては詳細に質問せられたる由

● 典獄諮問會

は本月五日より内務省に於て開設せられたり各集治監留置監及各廳府縣典獄諸氏五十一名にて或は諮問に答へ或は實況を述べ或は改正増補を要する條項に就て建議を爲し或は各地一定の扱を要する事項に就き協議を爲し全く議了して閉會せしは實に本月二十日なりし其間會議は毎日午前八時より始まり午後四時を以て終れり大臣は時々會場に臨み自ら諮問せらるゝ等非常に勵精せられたり故を以て典獄諸氏を始め斯道に關係せる者は大に満足の意を表し且感奮せざるを得ざるに至れりと聞けり如此事實あるを以て

本會議の結果は獄制上に一層著しき改良進歩を與ふるならん是れ吾人の信して疑はず祝して止まざる所なり因に記す本會々頭は小野田警保局長にして小河監獄課長は諮問按説明の任に當られたり又愛知縣典獄は病氣のため出京せず監獄書記を以て代理とあして會議に列せしめ沖繩縣典獄は召集せられさりしも同縣警守課長出京せられたるに依り特に會議に列せしめられたるを聞く、又芳川司法大臣清浦司法次官春木檢事總長工藤東京地方裁判所檢事正は打運れて一日會場に臨まれたるにより典獄諸氏の監獄と裁判所との關係事項に就き思ひ／＼處思を述べて司法事務上の參考に供し又大臣は自ら質問せられ檢事正は希望を述べられたる由因に記す典獄諮問會は今回を以て第二回とす（第一回は去る明治十七年なりし）各典獄の着席番號を聞き得たれば左に報す但此番號順序は集治監を先にし廳府縣を其後とし府縣は府縣の順に依りしものなりとのことあり

各監及府縣典獄姓名

- 一 番 東京集治監典獄 石澤 謹吾
- 二 番 宮城集治監典獄 八木秀太郎
- 三 番 三池集治監典獄 菅井 誠美

四番	兵庫假留監典獄	長屋 又輔
五番	北海道集治監	有馬四郎助
六番	網走分監長	石川 慶吾
七番	北海道廳典獄	山下 房親
八番	警視廳典獄	小野 勝彬
九番	京都府典獄	前田 素志
十番	大阪府典獄	小泉 保直
十一番	神奈川縣典獄	櫻井 高尙
十二番	兵庫縣典獄	松本 美凱
十三番	新潟縣典獄	小林 三郎
十四番	埼玉縣典獄	山室 元吉
十五番	群馬縣典獄	福原 三篋
十六番	千葉縣典獄	千石 學
十七番	茨城縣典獄	酒泉 温忠
十八番	栃木縣典獄	甲斐 秀成
十九番	奈良縣典獄	宮地 良一
二十番	三重縣典獄	新妻駒五郎
二十一番	愛知縣監獄書記	富山要次郎
二十二番	靜岡縣典獄	千頭 正澄
二十三番	山梨縣典獄	井上 眞平
二十四番	滋賀縣典獄	樋口 一成

二十五番	岐阜縣典獄	中川 靜
二十六番	長野縣典獄	五十嵐小彌太
二十七番	宮城縣典獄	山崎 德義
二十八番	福島縣典獄	小野木源次郎
二十九番	岩手縣典獄	松江 重久
三十番	青森縣典獄	神代 澤身
三十一番	山形縣典獄	下山 貫雄
三十二番	秋田縣典獄	加藤 清明
三十三番	福井縣典獄	六角 耕雲
三十四番	石川縣典獄	高北 忠吾
三十五番	富山縣典獄	大樂 耕造
三十六番	鳥取縣典獄	堀内 久保
三十七番	島根縣典獄	遊佐 正人
三十八番	岡山縣典獄	西村 茂範
三十九番	廣島縣典獄	若山 茂雄
四十番	山口縣典獄	岡野 正輝
四十一番	和歌山縣典獄	福田 純一
四十二番	德島縣典獄	福原 元資
四十三番	香川縣典獄	田中 義達
四十四番	愛媛縣典獄	野田 眞幹
四十五番	高知縣典獄	永松 傳

四十六番	福岡縣典獄	木戸 麟
四十七番	大分縣典獄	矢部太一郎
四十八番	佐賀縣典獄	藤澤 正啓
四十九番	熊本縣典獄	小池 浩輔
五十番	宮崎縣典獄	河俣 政幹
五十一番	鹿児島縣典獄	鈴木 和介
五十二番	沖縄縣監獄書記	田中 千八

四十六番	福岡縣典獄	木戸 麟
四十七番	大分縣典獄	矢部太一郎
四十八番	佐賀縣典獄	藤澤 正啓
四十九番	熊本縣典獄	小池 浩輔
五十番	宮崎縣典獄	河俣 政幹
五十一番	鹿児島縣典獄	鈴木 和介
五十二番	沖縄縣監獄書記	田中 千八

看守部長

看守採用規則

看守の俸給

は監獄支署に限りて設置することを得る成規あるも
本署に於ても之を設置するの必要なるを以て之にも
支署同様に設置することに相成るへしとの噂あり
は未だ設定なきよりして各府縣にて適宜に之を設く
るを以て互に其軌を異にし隨て人物の度合にも相違
を來すを免れず獄制改良上甚だ然るへからざるを以
て一定の規則を發布せられんことを要すとは當局者
間の希望なりしが愈々其筋より發布せらるゝに至る
へしと聞けり
を増加して巡查同様八圓以上に改むるは獄制改良上
最も急務に附し難き要件ありとて獄事に關係を有す

る者は喋々其必要を述べ又本誌に於ても此希望を詳
述したることありしが其筋に於ても之が必要を認め
改正する義に就き詮議あるやに洩れ聞きぬ
は其筋に於て調製せられ近々の内に發布せらるゝ由
は其筋に於て調製せられ近々の内に發布せらるゝ由
●名籍及身分帖簿
●看守の退職給助に就て
聞説巡查看守給助例第二條第一項に依り滿十年以上
にして退職する者には終身之を給すとあるに依り滿
十年勤續する者の職を止め此給助を得んことを圖り
甚だまきに至て正當の事由を以て退職を申出形の
如く退職を許され退職給助を得たる後一二月月を出
すして再び看守を志願する者あり其の退職願意に反
するを難詰せむと曰く最初の目的齟齬し之を遂くるこ
と能はず去迎坐食する譯に至らず故を以て再び看守
を志願せしめたりと然るも其内實は最初より他に目的
ありしにあらざる懲罰等にて給助權を失せんとを恐れ
此權利を得置き而して詐言を設ふけて再び監守を志
願せんとすの狡猾手段に出しなり如此監守志願者は採
用せざることに定めあるも斯る淺幕ある狡猾手段を
施す者少からざるに付獄事のため又本人のため其だ
惜むべきことありと事實を擧げて説述せし人あり各

地共斯る惡弊あるや否事實果して之れありとせば之を匡正するも亦時務の一要件たらずんばあらず

●巡警票の設備を要す

巡警は戒護事務中須臾も欠くべからざる要務なり故を以て何れに至るも巡警を忽かせに於ては戒護吏員の部署を定め巡警區域及線路を豫定し敢て或ハ違ふことあからしむるに惜むらくは巡警票の設備なく巡警の度數及時間を証明するに足るものなく僅かに看守長の不時の巡視に依り巡警しつゝありしや否を推定するに止されり督責の道不充分なる爲めには戒護の實を失するに至ることあしとせず故に各要所に巡警票を設備し巡警毎に之に捺印せしむることせられたし敢て勧告す

●看守の勤務

は晝勤夜勤に改むへし己に百難を排して之に改めし處少からず各縣思ひの勤務方にては自然府縣に依りて勤務上に難易あるを見るに至るへし斯くてハ區々に渉るを以て寛嚴相違の苦情を持出す者あるに至らん甚た然るべからず晝勤夜勤の制に改めし處に就て便否及利害如何を聞くに却て便且利ありと説く凡そ舊慣を改めるには必ず反對攻撃の起るものなり

ことにこそ

●猥褻の行爲は勤めて嚴禁すへし

監獄内に於て鶏姦の盛に行はるゝは申すまでもなき次第なるが近來獄事の改良と共に此醜猥行爲も八釜敷取締をせられ大に其跡を収めたるが如き感あり當局者に向て鶏姦の行はるゝや否やを問へば必ず之に容へて其跡を絶ちしと云ふ蓋し此惡行を剿絶するの注意を施さるゝや知るべきのみ然し其から其實際如何と顧みれば決して其跡を絶ちしにあらざる吏員の目を偷み窺かに之を行ひ従前の如く甚たしからざる迄あり抑々鶏姦は實に監獄の紀律を害するのみならず大に囚情に關す同囚の互に喧嘩争鬭するや其起因は多くは鶏姦ならざるはあし一人一已の犯則は延びて監獄全体の安寧を破り靜謐を害するに至る甚だ恐るべきことありとす之を防制する方法手段に就ては一層深く監獄官たる者の注意を喚起せざるを得ず然るに或監獄官(戒護の局に當る者)は曰く鶏姦は到底防制し得へき者ならず寧ろ之を利用し大目に見て置く方監獄の安寧を保持し得る也と(而かも會議の席に於て)是れ傳聞に過ぎざるを以て事實果して然りしや否やは測られざるも萬一にも如此思想を懷抱し如此方

決して易々の業にあらず然るも進んで改むべきは改めされば改良進歩の實を擧ぐることも能はざるものなり今尙は晝勤夜勤の實行し難きを説きて舊慣に據る處少からず蓋し一種の事情に制せらるゝに由る、當局者たるものは時機に投合するを要す改良の時機已に熟せり是れ之れを利用せず徒に難きを避けて舊慣に泥むときは到底改良は行はれざるなり晝勤夜勤に改むるが如きは左程難事件にもあらざれば此際奮て斷行せよ

●小監獄の處分に就て

小監獄を存置するの利益は其失害と不經濟とを價はず故を以て之が廢止に就ては其筋よりの訓令ある趣は聞き及ぶ處なるが夫れか爲めなるか各地に於ては往々小監獄の廢止を實行せられたる處あるを見聞す夫れ小監獄に於ては行刑の實を失する事多きは申迄もなきとなれども強て之を廢止し監獄の數を減ずるのみを以て目的とすへからず監獄の廢設は須らく行刑の目的を達し得るや否に注目せざるべからず故に本署より相當の囚員を移送し以て一監獄たるの体面を保持せしむることに爲すも一方法なるべし斯く爲すときは必ず廢止するに及ばざるなり注意ありたき

針を取らんとするの監獄官ありとせば苟且偷安、改良進歩を妨ける者と云はん何う誤見の甚たしき何う願みて其言を謹まざる、好し難事にして剿絶すること能はざるにもせよ之を減少せしむるの手段を講究せざるべからず然るを戒護の局に當る者にして却て之を看過すへしと云ふか如き言を發す配下に立つ者は喜んで之に従はん何とあれば摘發防制するは看過するより難事あれば凡そ難を避けて易に就くは人情の然らしむる處仮令へ嚴重に摘發防制することを論示するも尙且其及ばざるを恐る然るを之に反して看過せよと云はぬばかりの言を發す益々盛に行はるゝに至るや論を俟たざるなり何ぞ思ひざるの甚だしき監獄に於て鶏姦を防制するハ戒護者の一要務あることを記憶せよ是れ監獄の安寧靜謐を保持する所以なればあり世の監獄の戒護に従事する者の斯も言に感はさるゝこと勿れ

●情苦を訴ふる道を擁塞す可らず

在監人にして司獄官吏の處置に對し情苦を訴へ得るハ監獄則第五十條に依て在監人に附與せられたる權利あり是れ在監人に特許せられたる唯一の言論自由とも云ふべきものなり故に以て内務省巡閱官の監獄

巡閲の際に往々情苦を訴ふる者ありと聞く、然るに自己の非を擧げられるは誰れも好まぬものあれば情苦を訴へたる囚人に對しては爾後嫉惡の念を増し何かにつけ兎角嫉惡強制し其たしきに至ては寸惡尺過も之を酷罰する等の不都合を現出することあるやに傳聞す是れ所謂江戸の敵を長崎で取るの俚諺に漏れざるあり又斯くの如きことあるに於ては取りも直さず情苦を訴ふるの道を擁塞する道理なり是れ監獄則の精神を紊り在監人を待つ道の道を失するものあり畢竟するに心に疚しきことなければ如何あることを訴ふるも淡きこと水の如く敢て意に介するに足らずとし未だ然るべきも萬一にも之れを責罰することあらば却て失体を表彰するものあり戒護の局に當る者は深く慎まざるべからず敢て一言して猛省を望む

●書信接見及差入に就て

書籍接見及差入願は大概之を許可し之れを許さるゝ極めて稀あるの各地普通の扱なりと聞けり是れ許可すへらざる事由の存在せざるに因あるへきや固より言を俟たされども其許可せざりしものに就て之を帖薄に記載し置かざるを以て他日如何なるもの

を許さざりしかを調査せんとするに當りて更に徴すへきものなし云はば一時の感情に因るのみあれば前に許さざりしものも後に之れを許し前に許したるものも後には之を許さざる等前後抵觸矛盾するの扱あるを爲すの恐れおしとせず注意到れりとは云ふを得す右等の記帳おき處に在ては許否せしものは皆之を記帳し置くことにせられたし然らざれば前後矛盾の弊を生ずへし呵々

●典獄の服制

を設定する可否に就ては本誌上に於ても随分八釜敷議論のありたることありしが服制の必要あるの實際上掩ふへらざる事實あるが如し夫れあらぬ其筋に於ても之を制定し又看守長以下の服制をも同時に改正せらるゝ詮議あるやに洩れ聞さぬ

●看守押丁設置程度の改正

は是迄にも行へるへき模様ありたるを以て本誌に於ては之が必要を述べ併せて改正案の速かに發布せられんことを促したることありしが是亦愈々改正の運に相成り集治監留置監の設置程度通りにせらるやに聞けり

●事務の分課分掌方に就て

分課分掌如何は事務の整理に至大の關係を有するに依り大に注意を要すへきものあり然るに人員の僅少、人物の如何に依て各課長を特設すること能はざるの事情あるに因る平庶務課長と警守課長と兼務せしむる處あり而して専ら庶務課長の事務を取りて警守課長は員に備ふるか如き實況を呈する向もなしとせず庶務と警守とは云はゞ縁遠きものにして両全は期し難く且右両課を兼務せしむるときは至大の權力を一身に集るに至たる恐れもありて他どの權衡をも失するを以て彼は庶務警守の兼務は甚だ恐るへきものあるに似たり抑々警守は職務上の主腦なり特に適當の人物を撰みて之が課長專任たらしむるも尙ほ且全効を収め難し況んや兼務たるに於てをや若し人員の僅少なる爲め庶務課長を兼任せしむる必要あらば典獄自ら之に當りて兼務を止め警守課長は專任とし庶務課長と警守課長との兼務を止められて如何御相談に及ぶ

●出監房の利用に就て

滿期放免前の者を別房に集禁す是れ之を出監房と名づく各地皆之が設置あらざるなし而して長さの放免三日前短きは一日前出監房に移すなり此出監房

に移すは刑期の長短に拘へらず必ず移居せしむるを以て一ヶ月以下の短期囚の如きも皆此に在り其出監房に在る間は役業を休まじむるを以て定役を免するに當る短期に在ては刑期間全く定役に服するも僅々たる日數あり然るを又休役せしむるときは益々減縮するに至る然るへからざる感あり就ては短期囚に在ては一日も休暇せしめざる方法を講せられんことを望まじけれ

●違警罪即決留置命令書

違警罪即決例に依り拘留の言渡を受けたる者、保証金を差出さる場合に警察官より發する留置命令書は監獄則に所謂令狀と同一に見做し得へき哉と或向より其筋へ伺出でたるに矢張留置命令書は違警罪處分上、身体拘束の必要ありて發するものなれば一の令狀に相違なきが故に伺の通りと指令せられたるやに聞く

●控訴上告者の送還

は去る明治廿三年内務省令第五號の但書に依り流車汽船の便ある地方に限りて許され居りたるも今般此範圍を擴め仮令へ流車汽船の設けおきも護送上便且逃走の憂なしと認むるに於ては該但書に依り送還し

得ることに改め大に便宜を與へられたる由斯る上ハ
相訴院所在地の監獄に在ては幾何歟在監人員を減し
刑の執行上大に便宜を得原府縣に於ては宿還費額過
多なるとの苦情は減少すへしと思はる

●監獄講話會

の去る十八日東京一ツ橋外大學講義室に於て開設せ
られたり開會は午後一時にして第一席は高瀬眞卿氏
「感化院に關する事」、第二席は岸小三郎氏(辨護士)
「歐洲に於ける監獄の狀況」第三席は元田肇氏(衆議
院議員)「監獄費國庫支辨の必要より分房制の事」第
四席は曲木如長氏(司法大臣秘書官)「監獄改良の必
要」第五席は獨逸人レンホルム氏(大學講師)幼年監
に關する事」等を講話せられ閉會は午後四時過なり
し此日聴衆ハ當時在京中の各廳府縣典獄同隨行員諸
氏を始め斯道に關係を有する人々法律學校學生諸氏
等にして滿場と云ふ程にはあらずとも随分多人數な
りし清浦司法次官青木檢事總長小野田警保局長都筑
内務省參事官久米内務書記官の諸氏も傍聴せられ又
石澤東京集治監典獄は例に依りて講話者諸氏を一々
聴衆に紹介せられたり

●懇親會

に取りて名譽ある未曾有の出來事なるのみならず斯
道前途の爲め亦た最も好冀望を屬すべき斯かる有益
の盛會を以て終に他の故障の爲めに画餅に歸せしむ

論 說

●監獄の智識を擴張すべし

此の篇は頃日各地方より出京せられたる實務家諸君會合の席上に於て久米内務書記官が演說せられたる
所の大畧を筆記したるものに係る發刊勿々の際同君の校閲を経るに追まめらす辭、或は文を成さず其趣
旨に於ても多少の誤謬なきを保せず、是等の責ハ一に筆記者に於て之を負ふへし讀者之を諒せよ

印 南 於 兎 吉 識

予は從來如何なる緣故にや監獄の事に關係して屢々地方の監獄を巡廻し茲に御列席の諸君に對しても一方
からざる御苦勞を掛けたる次第なり固より諸君は當務者あれば監獄の事を熟知せらるゝは勿論にして斯ゝ
る席上に於て監獄談を事新しく言ふは極めて迂に似たりと雖も姑らく諸君の清聽を煩はさんと欲す
監獄は他の一般行政事務と異にして世人は頗る之を厭嫌するの情を抱けり而して仔細に其の何故に斯く迄
世人に厭嫌せられたるの理由を繰ぬるに數多ありと雖も要するに監獄は罪惡の者を拘禁する所あるが故

は前項講話を終りたる後上野松源樓に於て催され前
項各講話者諸氏を始め清浦司法次官小野田警保局長
都筑内務省參事官久米内務書記官各廳府縣典獄同隨
行員内務省監獄課員東京集治監監吏員等九十有餘名參
會せられ席上石澤東京集治監典獄清浦司法次官小野
田警保局長岸小三郎甲斐栃木縣典獄諸氏の演說あり
中々の盛會を極めたり

●監獄招請會の見合せ

此度典獄諸君の内務大臣の召集に應じて出京せられ
たるに就ては此の機會に於て一は以て典獄諸君との
交誼を温め一は以て獄事の進歩を計るか爲め都筑參
事官久米書記官等の盡力にて(我か學會の如きも之
に向て大に幹旋の勞を取る積なりし)内務省高等官
諸氏、主唱となり小石川の植物園に於て典獄諸君を
始め司法省大審院裁判所貴衆兩院等斯道に關係ある
重立ちたる有力者を招請して一大盛宴を開るゝこ
とに運び居りしこのことなるが招請せんとするの當
日生憎く典獄諸君中にて赤十字社總會に出席する等
の都合にて參會覺束あるへしとの申出でたる向の
多かりしを以て終に右の厚意に成る折角の催しも立
消之に歸し了はりしとぞ私會とは言へ獨り典獄諸君

るとは遺憾の限りと云ふべし予輩必ずしも此れと彼
れとの權衡を問はず唯だ記して以て他日の券とす
のみ

に吾人は實に目以て之を見るを耻じ耳以て之を聽くを屑とせざるありと而も單純なる此理想を以て少くも厭嫌する唯一の好材料となすあり此根據なき不合理を以て注意すべき政治家の注意を怠り社會の先達を以て任する者の之を等閑に付し従て社會全体の人も亦目見耳聞を嫌ふに至りたるものありと信ず然るに翻て監獄の如何あるものなりやと顧みれば非常に重大ある事柄にして好し世人は一朝之を度外視し之を抛棄するとは云へ若し此機關にして不完全あらば果して能く安寧を保つことを得るや否や幸福を増進することを得るや否や、借問すれば彼等と雖も自ら心意の釋然たるものあらむ此必然なる肝要の機關たるにも拘はらず現時の監獄は不幸にも彼等の眼中に映せざるなり切めては彼等をして今少しく監獄の事に留意せしめ其の現況如何を知らしめ依て以て監獄の社會に影響を及ぼすの有様如何尙一步進んで之を如何にして斯道の發達を來たすべきや等に注目せしめたき欲望の予の平生胸中に鬱勃する所あり予よりも諸君は尙一層此考に於て深かるべしと信ず先づ世間の注意を惹かんと欲せば世人をして知らしむるより外あるべし知らざると云ふは彼等の明を蔽ふ所の障礙物なり此障礙物を攘除し之を知るに至らしむるも尙且之に注目せざる者は是れ其人の罪にして亦予輩の苦慮する所に非ざるあり而して此障礙物を攘除するは吾人の第一に執るべき策にして其の之を知らしむるの方法如何とは從て起るべき第二の問題とす固より之を知らしむるには直接間接種々の方法ありと雖も要するに今此席上に於て述べ難き程の多數の内に在ても今日に至りて政府と謂ふ一の有力なるものゝ注意を惹く又一の方法たるに相違あるべし故に夙に政府の其の至要なるを洞見せられ政府よりして此手段を達せんが爲めに直接に官吏を派遣して監獄を巡閲せしめ亦相當の責任

者即ち知事より報告を求め若くは單に求むるのみならずして進で知事より呈出することありて常に銳意斯業に於ける改良發達を期圖しつつあるなり而して一步論據を進めて云へば好し如何に政府の有力なるにもせよ政府自身のみを以ては尙未だ十分なりとするに足らず凡そ國家事業就中斯事業の如きの朝野協力するに非ずんば到底其効果を得ると能はざるなり斯く定りたる上は何人をして知らしむるの手段を採らしむる乎兎に角其の執行するに當つて力を有する者を以て任に充つべきは當然のことにして其方法として演説にまれ文章にまれ其他何れにもせよ彼等をして知らしむる方法を具ふれば可あり而して今此方法の備はれりやと問はば予は遺憾ながら未だしと答へざる可らず假に政府に知らしむる方法備はれりといふ云へ他の一方に向て此方法を具へざれば未だ以て之を具備したるものといふ謂ふ可らざるあり然らば單に知らしむると謂ふも如何ある有様を知らしむべきや同じく監獄の一あるも見方に由りて種々に看違を來たすものなり均しく同一の監獄あるにも拘はらず中央官吏の見たる目と一般人民の見たる目とは意外に違ふものにして直接に其事に従事したる者と間接者とは勿論のこと之を監督する内務大臣と管理する所の知事其任に當る典獄尙下つては實際戒護の任に當る看守といふ各其見る所を異にし一方は彼と云い一方は是と云い以て各々自己の見を把持せり故に單に一方を見たる目のみを以て直に其全局に對して判斷を下たす可らず宜しく四方八面より之れが觀察を爲し以て能く眞個の監獄を窺ひ知るべきなり予曾て巡回して地方監獄の模様を見るに工業事務若くは庶務事務の書記或は人員の都合に依り警守兼勤の者もあらんなれども其の分課したるが爲めに作業主任の者よりすれば成るべく多額の利を得んとする作業を爲さんとし又警守の者は懲戒を以て

之を盾とし互に相持して下らず(固より各、自己の職務忠あるより起ることならむ)爲に一場の波瀾を起し結局優勝劣敗の原理に従ひ或は作業を主とする監獄あり又は懲戒に傾く監獄あり要するに是れ等は皆其勢力ある人に依れるの状況を認めたり是れ決して一場の戯言に非ず實情眞に然りしなり夫れ斯の如く各々其見る所を異にし大体上、一の監獄を管理するに於ても懲戒的(假に監獄の目的に於て懲戒あるものありとせば)ならざる可らず否經濟を計らざる可らずと茲に二の相容れざる説出づる如く何れも皆見る所の方面を以てするものにして其全班に渉りたるものに非ず斯の如き有様なるを以て今日監獄の急務は之を知らしむるに在るは勿論なりと雖も其の知らしむる方法に於ても宜しく一面に偏倚することなく其全局に渉らざる可らず此事たるや今日に在て最も必要とすべきことにして而して其の之を知らしむべき地位に立てるものは就中意を茲に留め勇氣一番して彼等の蒙を啓き彼等を教導するの氣力あかるべからず所謂知らしむべき地位に立てる者とは今日に在りては監獄に關係する者を除て他に求む可らず故に予は切に諸君に之を望まざる可らず

政府よりして之を知らしむるは恰も富士山の絶頂より之を見て其觀察を下し監獄は一里四方ありとするが如し焉んぞ知らん其麗より觀察すれば實に百里四方の廣袤たる原野にして諸君の屈強ある犁鋤を以てするも尙荒蕪せる餘地綽々なり夫れ斯の如く各其見る所を異にすれば從て種々の方向より之が觀察を下さる可らざるは前綫陳の如し而して其の知らしむべき手段に至つては予は先づ演説若くは文章此二を除きて他に有力のものあるべしと信ず諸君は此二の精銳なる武器を以て眼光を監獄の全局面に注ぎ其全班を知ら

しむるの策を採らざる可らず予不敏なりと雖も亦諸君の驥尾に付して共に此事業の爲めに提撕の勞を惜まざるべし聊か私見を述べ諸君の參考に供し尙終に臨んで會主に向て酒肴の饗を謝す

●巡回所見雜記 第八

岳 洋 生

先年曾て故セーバツハ先生と共に東北地方の某地監獄署觀察の際、偶々二三の監房に於て數囚混居徒坐せしめあるものを見る先生怪んで其の如何なる種類の囚徒なるやを問ふ當局の某氏、得々として問ひに應じて答へて曰く是れ一は新入房にして他は出監房に屬す實に先生の高教に由つて始めて其の必要を感じ漸くにして近時、之れが實行を試みむるに至りたるものなりと喋々説き了つて某氏の滿面、溢るゝ計りの得色ありしに引き換へて豈に圖らんや先生は即ち擊鑿一番喟然として嘆じて曰く嗚呼誤解も亦た一に此に至るか、予れ復た多言せず願はくは速かに新入房及出監房の實施を中止せられんことを希望すと而して某氏の即ち終に先生の深意を了せざりしものゝ如し、歸來、先生、予に告げて予は實に今日の事を見て益々彼の所謂善制美法も活用、其人を得ざれば終に徒法死文たるに歸するを免れずて套語の趣味多きを感知せり、徒法死文たるに止せらしめむ尙は可あり、若し夫れ活用、目的を誤まり今日此に見るが如き新入出官房の方法を實施して顧みざるが如きに至つては善制、反て惡制となり美法反て弊法とあるを免れず惡制弊法とあるに至ては一日も之を看過すべきに非ず宜しく先づ簡單に盡く之を撤回して其弊害の由て來る所を斷絶せんことを求めすんばあらず、予が講説の人の爲めに誤解せらるゝもの獨り是れのみにあらずるを想へば

衷心、競々として自ら安んぜざるの感なき能はざるありと先生慷慨の言、仍は予の耳朶に存す爾來數年を経たる今日に於て而かも中國系統に属する各地某々の監獄に於てすら尙は彼の大誤謬を實施しつつあるへしとい實に予の夢想尙は及ぶ所のあらざりしなり

某監獄支署と云ふものあり、四員、凡そ三百計りを拘禁し、日々出入する所、多きハ四五人に達することありと雖ども少きときは又一人又ハ皆無あることありて之を平均すれば毎日凡そ平均二人内外の出入を見る割合に該當す予が視察したる當日、偶々一工場に於て五名計りの囚人の看視臺の下に相圍繞して休役しつつあるを見て或は是れ處罰中に係る者にはあらざるやを疑ひ試みに之を看守に問へば何んぞ計らん此の五名の内壹名は翌日、他の二名は翌々日放免すべきものにして（而かも其内には罰金を輕禁錮に換へて引續き尙は其の刑を執行すべきものあり）餘の二名は昨日より已決に下りたるものに係るとは、支署長は即ち側らより語を添へて曰く新入後及放免前二日は斯くの如く休役せしむるを以て本縣一般の例規とすと予尙は進んで問ふて曰く夜間は如何ある場所に於て之を拘禁するや答へて曰く普通の監房に雜居せしむるのみ。如何なる方法を以て教誨を施すや曰く時々教誨師の此に（工場）來つて懇切ある教誨を施すより外あらず更らに進んで問ふに昨日、入監したる所の者ハ既に醫師の診斷を了したるハ獨り醫師の診斷のみならず之れに對する諸般個人的關係ハ如何ある程度まで其調査を遂げたるや尙は又明日放免すべき者に對して善後に處する如何ある必要の手續を盡したるや等の事を以てせしに一も終に満足ある決答を得る能はざりし、否な若し遠慮なくムキ出しに之れを言へば休役二日彼れに向つて殆んど何等の手續をもなさざりしか

り、空坐二日、果して何等の用がある、況んや夜間は即ち他の囚徒と合同雜居せしむると云ふに於てをや殊に況んや休役二日の後は更らに換刑輕禁錮の刑を執行すると云ふに於てをや無勘辨も亦た甚しと謂はざるを得ず而して試みに何の必要ありて新人及び出監房の制を設くるやと問へば當局者は即ち唯だ漠然として答へて曰く是れ本縣監獄長官の命する所、其意蓋し入監及び出監の手續を慎重ならしめんとするにあるべしと其の之を必要とする真正の趣旨に就ては即ち曉として毫も辨知する所あらざるもの、如し新入及出監房の制此に至つて即ち管だに其の精神のみならず形に於ても亦た全く誤解し了せられたるものと謂はざるを得ず、支署に於ける斯々る誤解は尙は恕すべし、或る大監獄に於ても亦た尙は之れに類するの實例を目撃したることあると云ふに至てハ予豈に呆然として自失せざるを得んや

新入及び出監房を要するの旨趣如何、如何ある方法を以て能く此の旨趣を貫徹するを得べきやとは曾て第二回監獄官練習所に於て特に卒業試験の問題として撰課せられたる所のもの、故セーバツハ先生、留意の厚き知るべきあり 予は卒業生諸君を信するの深き、必らず此の問題に對して十分、満足を與ふべき答案を述作せられたるべきを信ず、如何あれば即ち満足ある答案たるを得べきや請ふ試みに左に鄙見のある所を概陳せん

凡そ如何なる囚類に屬するに論なく一たび監獄に入りたるときハ宜しく新入房と名けたる一の房室に拘禁し以て熟思默考せしむるの機會を與へざる可らず其の如何にして已れは斯の如き場所に拘禁せらるゝに至りし乎自己の犯罪の爲めに依て起るべき結果は終に妻子迄も飢餓を招くに至らしめ父母をして一層の苦痛

を感せしめ朋友には犯罪者無信者と呼ばれ此廣茫たる世界も今は僅に身を容るゝに足るの房に幽禁せらるゝに至りし所以のもの抑も何の因果ぞや、孤獨寂寥思一ひ茲に至ては如何ある兇惡者と雖も爲めに九腸斷絶の感なき能はざるべし此機會こそ治獄者に在ては千金一刻の瞬間にして須らく之に投乘し以て國法の尊ぶべき所以を諭し其の茲に至りし原因を指摘し將來を訓誡し須らく良心を刺戟奮興する所なかるべからず、良どに治獄の令譽ある所の者へ此際監房を訪問して曰く眞個に汝は自己の犯罪に依て其眷族の不憫の慘禍に陥りしを想はば汝も雖も蓋し多少の感なき能はざるべし、然れども過去の事宜しく過去の墓中に葬らしめよ、今よりして眞心悔悟能く官吏の命を奉じ獄則を謹守し作業を精勵しおぼや又假出獄特典の恩赦に遭ふことあるべく決して失意落膽する勿れ前途悠々望深し唯岐るゝ所汝の行爲如何に在る而已此際改意勵精以て勤むる所なかるべからず云々と極言一番すれば彼等の心中如何に頑鐵の如しと雖も豈之に向て一滴の涙を湛へざらむや此涙こそ將來の運命を卜するに足るべけれ

既往の感一たび腦裡に浮ぶや此際勵精鼓舞其良心を刺戟すると同時に能く獄内の遵守すべき事項を指示し眞心之を躬行實踐するに至らしめんことを計らざる可らず而して他の一面に於ては典獄教誨師其他の司獄官吏交るゝ訪問して其の悔悟の機に投し矯正反省を加へ且つ目親しく其行狀を視察し耳親しく其關係を開き一層精進に個人的關係を評悉することを得べきなり

之を要するに新入の際に在て新入室に拘禁するには二箇の必要なる理由あるを認むるなり即ち
一面、囚人に對しては彼等をして既往の事蹟を追懷せしめ以て矯正反省する所あらしむべし

一面、監獄官吏に在ては身分職業生育健康等諸般個人的關係を省察し適切なる個人的待遇を施す

の機會なかる可らず新入者に在て之を施すの一事恐らくは緊急ある行刑の一部としては非共此反省熟慮は機會を與ふるに非ざれば如何に在獄中に於て訓誡を施すも或は此瞬間に於けるが如き效驗あらざるべし若し此機會を與へずして彼等一類の囚人と雜居せしむることあらん乎犯罪の結果、一家を困陪するに至りし所以の念慮だに起るの機會なく自己の境遇の罪狀の慘酷を聽しに非ざれば巧に官吏を欺誑したる所以を揚言し以て得色ある者の如く愈々益々犯罪の汚習に侵染し眞に犯罪傳習所たるに至るを免れず茲に至ては如何に他の方法に於て犯罪矯正の手段を施すとも所謂勞多くして功少く不滿の心地あるを感ずるに至るべし若し夫れ入監の際新入房を要すとせば放免の際に於ても亦放免房を要せざる可らず否一層適切に之れが必用あるを見出すなり彼等囚人の放免せらるゝに當ては先づ此房に拘禁せられ而して沈思熟考の機會を與へざる可らず出獄の後如何にして生計を立つべきや、將來の善後策如何是等のことは宜しく熟慮にも熟慮を重ねるに非ずんば又再び入監するの不幸に陥ることあるべし假令如何に其の管理法十分に於て典獄、教誨師其他の官吏よりして十分の訓諭教誡を受けたる後とは云へ多年拘禁の間に在ては或は冥々の間に於て恐るべき惡習に侵潤し忌むべき惡風に薰染せられたるやも知るべからず否寧ろ多數の出獄者の惡希望を懷抱するにあらずんば少くとも失意迷想の人と化し去るものなりと謂ふも可なり要するに放免の後再び社會に出で舊故と相會し惡計を逞し巧に法網を逸越せんことを考へざる者殆んど稀あり若し夫れ此千金の瞬間をして彼の徒に滿期とありたるが爲に直に放免するものと爲さん乎實に危險の最甚もしきものに

して當局者若し眞個に行刑の本旨を貫徹せんとせば必ずや此房室を備へ以て彼等をして沈思せしむるの機會を與へざる可らず否らずんば多年感化懲懲を施したるの結果一朝水泡と化し去り所謂功を一簣に飲くものと謂はざる可らず宜しく此瞬間に乗じ官吏は屢々訪問して彼の惡希望を懷く所の者は反省を加へ嚴重に之を訓誡すべく失意の者は諄々之を教へて慰諭すべし迷想疑念を狭むる者ハ惡に之を啓發誘導すべく而して尙將來の生計如何等を商量考覈せしめ懲罰に其善後策を講じ始めて眞個の良民となりて出獄すべきあり彼等をして放免房に拘禁せしむるの趣旨概ね上記の如しと雖も尙茲に緊要なる一の理由あるあり即ち彼等をして同囚間との通謀を防ぐに在り彼等ハ滿期出獄の日を待つや時としては同囚より共犯者或ハ親屬に傳言又は信書を依頼せらるゝことあり是等のことハ宜しく慎重警戒を加へ以て大に其の途を防遏せざる可らず而して其の之れが防遏の策として放免室に拘禁するや典獄教誨師其他の官吏ハ屢々之を訪問し與に共に將來の善後策を講究し能く之に訓諭を施し彼等の爲に計て懲罰なるべく銘心能く良民に復歸するの策を探らしむべく一面所持品給與工錢の如きは此時間に於て綿密に之を調査計算して以て放免地の官署に送付するか或ハ之を分割して本人に渡すか相當の方法を執るべきなり

(未完)

寄書

●監獄内ノ作業ニ就テ

上田 定次郎稿

監獄内ニ於テ四人ニ採ラシムヘキ作業ノ種類役法ノ如何ニ就テハ世既ニ定論アリ斯道ノ先覺者特ニ獄務

當局者諸君ニ在ツテハ論說ニ演說ニ充分之ヲ論シ難シテ殆ソト餘蘊ナキカ如シ然レモ皆多クハ學理ニ偏シ其實際ニ至ツテハ往々相扞格シ作業ノ採擇ニ困難ヲ感セリ是レ當ニ一地方ノミニ止マラスシテ各府縣ニ在ツテモ多少此感ナキ能ハサルモノ、如シ是レ全ク先進者カ唱道スル所ノ作業ノ要旨ヲ餘リ狹隘ニ解スルノ過チニアラサルハナシ予留索ヨリ斯道ノ後進ニシテ斯ル重大ナル問題ニ付是非ヲ論スルハ先輩諸君ニ對シ敬意ヲ失シ忌憚ノ謗リヲ免カル能ハサレモ聊カ四人作業ニ關スル卑見ヲ開陳シテ世ノ識者ニ質サントス讀者幸ニ諒セラレンコトナ

今日吾監獄社會ニ於ケル四人作業ニ關スル一定ノ議論シテ世ニ表出セラレタル所ヲ開クニ監獄作業ノ要件トシテハ左ノ各項ニ該當スルヲ要スルモノ、如シ予輩ハ左ニ其要件及理由ヲ略述シテ最後ニ卑見ヲ陳ヘント欲ス

第一 四人作業ハ刑罰執行ノ方法タリ手段タルヘケレハ最モ苦痛ヲ感セシムル然カモ勞働ノ多キヲ要スル業ヲ撰ハサルヘカラス (理由) 四人作業ハ國法ニ悖リ法律ノ制裁ヲ以テ至嚴至重ナル刑罰ニ處セラレタル者ニ對シ法律上役業ヲ強要スルモノナ

レハ(最モ或種ノ刑罰ハ除ク)刑罰權ノ性質ヲ失フヘカラサルハ勿論ニシテ彼等被罰者ノ多クハ放縱無賴ノ遊蕩者ニアラスンハ惡奸狡猾ナル兇徒タルヲ免レス是等ノ遊蕩者、兇惡者ニ對シ刑罰ヲ應當スル須ラク懲戒スルノ主旨ニ出テサルヘカラス是レ苦痛ト勞働ノ多キ業ヲ執ラシメサルヲ得サル所以ニシテ之ニ反スル輕易ナル役業ハ此具タルヲ得サルヘケレハナリ

第二 四人作業ハ習得シ易キ業タラサルヘカラス (理由) 前項ニ陳述セシ如ク四人ノ多クハ放逸自縱ノ惡習ニ生長シ來リシモノニシテ曩キニ社會ニアリタル日ハ勞ヲ避ケ偷安苟旦貪婪ノ極、刑辟ニ觸レシモノナレハ平素ニ在テハ定業ナキモノ其大部ヲ占ム故ニ是等ノ徒ニ對シ刑罰ヲ執行スル方法トシ勞シテ食スルノ良民的慣習ニ馴致セシメ出獄後自營ノ道ヲ得セシメンコト再犯防遏ノ最良手段タレハ四人ニ授クル作業ハ最モ習得シ易キ業ヲ撰ハサルヘカラス就中其短期刑囚ニアツテハ殊ニ然リトス

第三 作業ハ一面監獄經濟ノ得失ヲモ顧ミサルヘカラス (理由) 第一項既ニ論述セシ如ク作業ハ四人

ナシテ懲戒セシメ犯罪ヲ再セサランヲ期スルモノナレハ經濟上ノ理由ヲ以テノミ適應スル能ハサルハ勿論ナレモ苟モ國費ニ衣食シ公屋ニ住スル以上尙之ヲ詳言スレハ彼等囚人ハ良民ノ膏血ヲ以テ衣食住ノ供給ヲ受クルモノナレハ徒手坐食セシムヘカラサルハ素ヨリ論ナシ、其作業ノ如何ニ就テモ權利ノ寡ナキ業ヲ探ラシメヨリ寧ロ獄費ノ全体ヲ償ヒ能フ迄モ經濟上ノ原則ヲ省察スルヲ要ス

第四 囚人作業ハ体力ヲ要スル少ナキ精巧緻密ナル所謂美術的技藝ニ關スル役業ハ之ヲ避ケサルヘカラス（理由）勞働ノ寡少ナル役業ハ刑罰執行ノ旨義ニ悖リ懲戒ノ具タル能ハサルノミナラス美術工藝ニ關スル作業ハ自ラ慰諭ノ心ヲ生シ刑罰ノ苦痛ニ換フルニ一種ノ快樂ヲ感セシムルノ嫌アルヘクレハナリ

第五 監獄作業ハ或ル二三種ニ限定センヨリハ勉メテ作業別ノ多キヲ要ス（理由）被刑者ナシテ出獄後自營ノ道ヲ得セシメンニハ僅々或ル二三種ノ業ニ能彼等多囚ヲ生養シ能フ所ニアラス故ニ其各囚ノ性質及体力ノ如何ニ由テ恰當ノ業ヲ授クルコト

今事實ノ証明スル所ナリ
前顯作業ノ要件モ或ハ此理ニ漏レズ實際ニ適合セサルナキヲ得シヤ是予輩ノ茲ニ論セントスル所ナリ升ハ何トナレハ今日學者ノ唱フル所ノ理由ハ囚人ニ科スル監獄作業ヲ種々ノ點ヨリ觀察シテ利害得失ノアル所ヲ論述シタルニ過キスシテ其要件トシ理由トスル中ニ就キ互ヒニ相背馳扞格シテ併立シ能ハサル事由ノ往々發見シ得フルヘケレハナリ試ニ之ヲ述ヘンニ第壹第四ノ理由ハ作業 刑罰執行即チ懲戒ノ點ヨリ是ヲ論下シ第二第五ノ要件ハ是レヲ再犯防遏所謂出獄後自活ノ道ヲ得セシメント、主旨ニ出テ第三ハ監獄經濟ノ上ヨリ立論シ第六ハ公安保護上ヨリ立論シタルモノニシテ其理由トスル所ハ何レモ皆肯綮ニ當フサルハナシ然レモ種々ノ點ヨリ觀察シタル理由ヲ以テ監獄作業ニ當符メンコト一大難事ニシテ其間ニ撞突ヲ生シ相矛盾スル點ヲ見ルハ是又免ルヘカラサルノ數ト云フヘシ而シテ此撞突矛盾ノ間ニ處シテ之ヲ活用シ之ヲ救済スルノ策ヲ輩ノ言フ俟タヌシテ知ルヲ得ヘシ、其利ノアル所、害ノ伴フ所ヲ比較較量シ採擇取捨セルニアリ此理ヲ推シテ監獄作業ニ當行スル其細理微瑕ヲ撰ムニ違アラサルコト明カナ

肝要ナリ故ニ千種万難ノ役業ヲ設クルヲ要ス
第六 監獄作業ハ可成良民ノ營業ヲ妨害スルノ嫌ナキヲ要ス（理由）優勝劣敗ハ社會ノ原理ニシテ監獄作業ニ其地方ニ適應セル寧ロ其地ノ特有產物ト云フヘキ業ヲ盛大ニシ汎ク世ノ需用ニ應ムルコト、センカ從來該地方ニ於ケル一人ノ營業ト競争スルノ傾向ヲ生スルハ自然ノ狀態ニシテ私人ノ薄資ヲ以テ監獄作業ト競争スルノ結果其失敗ヲ採ラサルコト殆ト稀ナリサレハ私人カ從來由テ以テ衣食セシ生業モ監獄作業ノ爲メ奪去セラル、ニ至リ無告ノ民ヲ生センコトヲ恐ルレハナリ
右ノ外衛生及健康上ヨリ論スレハ種々ノ要件ヲ具備セサルヘカラサルコト勿論ナレモ斯ハ姑ラク本題外トシ茲ニ論スルコトヲ止メ以下進テ予輩ノ卑見ヲ陳ヘン前顯論明セン第一乃至第六ニ至ル要件目下監獄社會ニ是認セラル、監獄作業ニ關スル理論ニシテ予輩ノ秃筆充分其理由ヲ説明スル能ハスト雖モ其理由トスル所大要彼ノ如シ然リ果シテ右ノ理由ニシテ大差ナシトセンカ予輩ハ各地皆肯綮ヲ得タルコトヲ賞揚セスンハアラス然レモ理論必スシモ實際ニ適合スルモノアラス却テ相背馳スル者往々是レアルハ古

リ、然リ而シテ監獄作業ヲシテ（第一）勞働多キ業ヲ擇ハシテ勞働多キ業必ズシモ出獄後自活ノ道ヲ講スルノ捷徑タラス加之ナラス勞寡クセク得ル所多キヲ欲スルハ人情ノ常態ナリ況ンヤ彼等刑余者ハ曩日社會ニアリタル放縱逸遊ノ情念ヲ忘ル、能ハサルニ於テヲヤ是レヲ以テ之レヲ觀レハ自營ノ道ヲ得ルノ職業ハ實ニ體力ヲ多ク勞セサル精妙ナル工藝ニ存スルト云フモ敢テ其不可ナルヲ知ラサルナリ果シテ此見解ニシテ誤ナシト云ンカ刑罰ノ目的ヲ達セン爲メ勞動多キ役業ハ前顯第二及第四ノ條件ト併行スル能ハサルニ至リ強テ此要件ヲ滿タサンカ第一ノ目的ヲ失スルニ至ルハ自然ノ狀ト云ヘシ尙是ヲ詳ク言ヘハ收益ノ多少ハ勞働ノ度ト常ニ相一致セスシテ却テ正反對ノ結果ニ出ツルモノト云フヘキナリ是其作業ヲ撰擇スル上ニ於ケル第一困難ナリトス次ニ第三條件タル監獄經濟上ノ得失ヲ考察セサルヘカラサルハ素ヨリ論ヲ待タサレモ凡ソ經濟上ノ原則トシテ需用供給ハ常ニ經濟界ニ支配スルモノナレハ經濟ヲ論スルト同時ニ此ノ兩者ノ投合如何ヲ精査スルヲ要ス而テ其機ヲ過ラサラントセハ是非共需用者ノ多キ業ヲ撰マサルヘカラス然リ其ノ業ヲ撰ンテ監獄ノ作業トセン

カ以前ニ於テ既ニ原則ニ支配セラレテ勃興セル數多ノ民業ト相競争スルノ傾キヲ生スルハ是又止ムヲ得サルノ結果ト云ヘシ、然レ此競争ヲ避ントセハ勢ヒ其業ヲ轉スルヨリ他ニ策ナキニ至ル又進ンテ此競争場裡ニ馳駭シ他ヲ顧ミサランカ第六ノ要件ヲ滿タス能ハサルナ如何セン是レ其困難ヲ感スル第二十リ進ンテ第五ノ條件ハ如何ト云フニ或ル二三種ノ作業ハ刑余者ヲシテ自營ノ道ヲ講セシムル所以ニアラス故ニ可成其業別ノ種々アルヲ要スト是レ至極最ナル次第ト云フヘシ然レ此理由ヲシテ貫徹セシメンカ又他ニ種々ノ障礙生ス開ハ何トナレハ同業ニ伴フ所ノ材料器械ヲ備具セシメサルヘカラス又是レ整理スル當務者モ割合ニ多クナカルヘカラス然カモ尙此不便利ヲ思フヘシトスルモ業別ノ多モ結果、民業ニ妨害ナシ與ヘサラン作業ヲ撰フコト愈々困難ニシテ勢ヒ他ヲ顧ミルノ道アラサルナリ

以上ヘ其大要ヲ舉ゲシニ過キスト雖モ前顯數個ノ要件ヲ監獄作業ニ適用センコト實際上ノ困難ヲ感スル所以ナリトス而シテ是ヲ調和折衷シ其宜シキヲ得セシメンコト是レ實際家ハ困難トスル所ナリ、予輩素ヨリ明論アルニアラス此点ニ就テハ實際家ト其感ナ

同フスルモノニシテ夙夜作業ノ採擇、與廢如何ヲ考慮スルニ前述ノ如ク殆ソト學理ノ一定セルニモ拘ハラス應用ノ一層困難ヲ感スル所以ノモノハ絶對ニ前顯ノ條件ヲ併行セシメ作業ヲ主旨トセントノ誤用多キモノ、如シ然レハ予輩ノ說如何ト云フニ絶對ハ事物ノ調和ヲ得ル所以ニアラス反テ常ニ相反スルノ事實ヲ見ルモノニシテ監獄作業ニ就テモ此折衷斟酌ヲ要スルコト必要ト信ス

第一勞働多キ作業必スシモ刑罰執行ノ要具ダラス懲戒ノ手段ダラサルナリ何トナレハ外觀上ノ強制懲戒ハ却テ心意上ノ懲戒ナルヘカラスシテ彼等ハ嚴正ノ紀律ノ下ニ作業ニ餘義ナクセシメラル、間ハ止ムナク之ニ服行シ外面甚ダ美ナリト雖モ其業ヲ休止スルト同時ニ邪心悖異シ種々ノ妄想ヲ思ヒ起シ刑罰執行ノ何タルヲ顧ミサルニ至ルモノ其多キヲ占ムルト云フモ敢テ過言ニアラサルヘケレハナリ第二習得シ易キ業ヲ授ケ又此精神ヨリ業別ノ多キヲ要スルハ、至極道理アリト雖モ民業ヲ害セサルノ主義、監獄經濟及監督ノ上ヨリ之ヲ觀察スレハ策ノ下拙ナルモノト云フヘシ然シテ予輩ハ此民業ヲ妨害スルノ嫌ナキ作業ヲ撰フヘシトノ說ニ就テハ世ノ有識ニ對シ大ニ敬

ヲ請ハント欲スルモノアリ次ニ又輕易ナル寧ロ勞力ヲ要スルコトノ少ナキ美術工藝ニ關スル作業ハ俱ニ行刑ノ主義ニ反ルトノ議論ノ如キモ監獄作業ヲ誤用セル論者ノ說トシテ大ニ其妄ヲ辨セサルヲ得ス、此二三點コソ十分實際家ノ考慮ヲ煩ハスヘキ價值アリト信ス、監獄作業ヲシテ盛大ナラシメンカ民間ノ正業ヲ奪フノ恐レアリト言フカ如キハ予ヲ以テ之ヲ觀レハ過慮ニ出テタル愚說ニシテ是れ尙杞人ノ天ノ落チンヲ恐レタルト一般ナルノミ今日人文ノ進歩發達ハ昔日ノ比ニアラス交通ノ便、運輸ノ利ノ如キ數十年前ニ於ケル鎖港ノ小天地ニテサルトハ世人、俱ニ識認スル所ニシテ封建鎖港ノ昔日ハイザ知ラス今日尙此志想ヲ以テ監獄作業ノ支配セントスルカ如キハ予ハ其眼孔ノ小ナルニ驚カスンハアラズ

抑モ我日本國ハ東洋ノ一孤島ナリトハ云ヘ其面積ノ割合ニ人口ノ多キハ世界ノ各國ニ冠タリ此增多ナル人口ニ加フルニ年々三十有余万ノ繁殖ヲ見ルハ其筋ノ調査然ラシムル所ニシテ如何ニ豐饒沃野アルモ此繁殖スル人口ヲシテ業ヲ得セシメ生ヲ聊ンセシメンコト將來大ニ考察ヲ要スヘキ點ナリトス而シテ吾國ハ古來工藝美術ニ富メルコトハ大ニ世界ノ賞揚スル

所ニシテ吾國產ノ年々海外ヘ輸出スル實ニ莫大ナリト云フヘシ特ニ生糸茶等ヲ始メトシ就中漆器陶磁器ノ類ハ外人ノ嗜好ニ適シ愛玩珍重シテ措カサル所ナリトハ從來予輩ノ傳聞スル所ナリ果シテ此類ノ品ニシテ外國ニ輸出シ外人ノ需用ニ供スルトセンカ類々内地ニ於テ此種ノ業ヲ獎勵シ盛大ナラシメ續々海外ヘ輸出センコト富國ノ根基ニシテ忽諸ニ付スヘカサルコト勿論ナリサレハ其筋ニ於テモ是等ノ業ニ對シテ可成充分ノ保護ヲ與ヘ其業ノ發達ヲ期センコト寧ロ當局者ノ義務ト云フヘキナリ依是觀之モ監獄作業トシテ囚人ニ此種ノ業ヲ執ラシメ盛ニ輸出品ヲ作出シ廣シ世界各國ノ需用ニ供給スルコト、セハ一地方ノ民業ヲ妨害スルカ如キ慮ナキノミナラズ益々其業ノ發達進歩ヲ助ケ一面作業ノ要件タル刑余者ヲシテ自營ノ道ヲ講スルノ楷梯ヲラシメ兼テ監獄經濟上ニ於テモ少ナカラサル利益便宜ヲ與フルコト渺少ナリトセシ是レ予輩ノ當局者ニ向テ此方針ニ出テラレフコト希冀ニ耐ヘサル所ナリ尋テ當尙論及シ價カサル可ラサル事ハ輕易ナル作業、行刑ノ具タル能ハス精密ナル美術ニ屬スル業ハ囚人ナシテ却テ愚論ノ心ヲ生セシムト云フ理由ノ如キハ實ニ杜撰モ又甚シト

云フヘシ何トナレハ囚人作業は爲不爲の自由ナ有スル者ニアラス法律上ノ強要ニ出ツルニアラス法律上ノ強制ニテ嚴正ナル紀律ノ下ニ業ヲ執ル者ニシアレハ此憂ナキコト明カナリ然カモ体力ヲ要スル少ナキト云フ理由ナリ以テノミ懲戒ノ要件ナクト云フカ如キハ當局者自カラ紀律ノ勵行ヲ欲セサルモノト云フヘシ尙之ヲ極言スレハ此論者コソ却テ監獄ノ紀律ヲ紊スモノナリ何スレシ嚴正ナル紀律ノ下ニ役ヲ執ル者ニシテ其勞力ヲ要スル少ナケレハトテ其間ニ快樂ヲ貪ルノ餘地アラシヤ自カラ慰逸スルノ寸隙ヲ許サシヤ況シヤ爲不爲ノ自由ナキ強制作業ニ加ルニ相當ノ科程ヲ賦課スルニ於テチヤ斯ク説明シ來レハ論者ノ云フ理由ノ如キ杞憂ト云フノ外ナカルヘシ若又實際然ラサルコトアリトセンカ是紀律ノ嚴行セラレサル好憑ト云モ過言ニアラサルチ予輩ハ信スルナリ要スルニ監獄作業ハ絕對ニ勞働ノ多キ、刑余自營ノ道ヲ得難キ業ヲ擇マンヨリ寧ロ習熟シ易キ(輕刑囚ハ尙更ナリ)工藝美術ニ屬スル業ヲ最モ宜ト確信ス(是 前文論述スル如ク体力多キ業ハ自活ノ道ヲ得易カラス又其収利ノ如キモ寡少ナルヘケレハナリ)又一地方ノ民業トノ競争ハ可成之ヲ避ケサルヘカラサルモ萬止ムチサル場合ニ在ツテハ私益ハ公益ニ饒

牲ダラサル可ラストノ原則ヲ應用スルモ可ナリ是刑余者ニ業ヲ得セシムルハ再犯防遏ノ最良手段タルベケレハナリ以下囚人作業ノ中コ付テ一例ヲ舉ケンニ彼當時警視廳所屬監獄ニ實行セラル、陶器(七寶燒)ノ如キ東北及他ノ二三地方ニ於ケル漆器ノ如キ、將宮城集治監ニ於ケル石盤及石細工ノ如キ、大坂ノ紫檀工ノ如キ岡山山口廣島及九州ニ於ケル莞莖工ノ如キハ蓋シ之ヲ擴張盛大ニシ汎ク外國ニ輸出スルノ方針ヲ以テ神戸及横濱等ニ於ケル貿易業者ト氣脈ヲ相通シ外人ノ嗜好ニ投センコトヲ勉メラレシコト希望ニ耐エサルナリ果シテ此目的ニシテ達シ得シカ大ハ以テ國光ヲ發揚シ國富ヲ來タシ小ハ以テ庶民業ニ安ンヌル事ヲ得最後ニ監獄作業ノ主義貫徹シ得テ犯罪ヲ未萌ニ豫防スルノ最好方便ナルヘシト予輩ハ確ク信シテ疑ハサルナリ敢テ蕪文ヲ草シ世ノ識者ニ質ス

懲治に處せられたる者の上訴權に就て

霞堂主人

余は客歲懲治場入の言渡に對し錯誤ありたるとき如何して之を矯正すべきやとの問題を監獄協會雜誌に投じたるに當時僅か一行餘の分らん答を付したる

者あり其後福島ありしか獄務會の問題に登り本作は上訴權ありと決し而も檢事は上訴期限を過ぎたる後指揮する由雜誌に見へたり其れより是非を論ずる者進々相見れ探美學人の如きは本誌第四卷第一號に上訴權なしと論したり其理由は行政處分なるを以て上訴の權なしと云ふに在り勿論論罪を判決するまでは訴訟法の規定に従ふべきも其判決以後に就ては司法的の關係を離れて又一の司法支配に屬すべき理由なし且訴訟法中上訴の規定あるは全く犯罪能力ある者以上の刑罰的判決に對して與へられたる救済法にして刑罰的判決以外寧ろ行政的變例の處分たる懲治言渡に向つて適用せざるべきものにあらざるや疑なし云々と余ハ此說に服する能はざるなり其服する能はざる所以ハ其行政處分あると否とに拘らず裁判に於て判決する以上は〇刑事訴訟法第二百五十條に所謂第一審に於て爲したる本案の判決に相違あるハし夫れ懲治處分の判決は何々の被告事件に依り審理を遂ぐる處何々の事實は証憑充分なり之を法律に照すに其所爲は刑法第何條に該するも被告は年齢云々に付刑法第何條に依り之を懲治すべきの情狀あるものとす仍て被告を何月間何監獄の懲治場に留置す

の言渡を爲すにあらすや果して然らば學人と雖も之を第一審に於て爲したる判決にあらすと云ふと能はざるへし己に第一審に於て爲したる本案の判決ありとせば同第二百五十條に依り控訴を爲すとを得へし而て第二百五十二條には控訴の期間は判決言渡ありたる日より五日とす云々とあり又第二百五十三條に本案の判決に對する控訴の期間内及び扣訴ありたるときは判決の執行を停止すとの規定あり依之觀は懲治場に留置するの判決に對し扣訴を爲すとを得て扣訴の期間判決の執行を停止すべきと明々白々たり然らば學人の所謂懲治は言渡に依て直に確定するものなり確定の言渡何に據てか其効力を動かすを得ん論者よ上訴の權ありと謂はし何と同一筆法に依て確定後にあらざれハ執行するを得すと曰はざる云々との攻撃は煙散霧消に歸するを以て敢て辨せず以上述ふる所の理由あるを以て余は懲治場留置の判決に對し上訴の權ありと論決するに躊躇せざるなり斯く救済の途あるにも拘らず行政處分なるを以上訴の權なしと云ひ誤判矯正の策を講ぜざるは何たる不深切や縱令行政處分なりとするも之を裁判所の判決に任したる以上は下級裁判所の判決に對し上級裁

判所に向て覆審を求むるに何の差支か之あらん況んや前陳の如く法律に明文あるに於てをや況んや訴訟法は刑法の如く嚴格ニ解すべきものにあらす活用すべきものなるに於てをや

●舊法懲役終身の婦女に就て

浪華生

婦女にして重罪輕罪の刑に處せられたるもの何れの地に於て行刑すべきとの義に就ては疑ひも亦く所轄地方監獄に於て執行すべきものあること何人も異義を存せざる所なりとす、是れ何んとなれり刑法第十八條は規定して徒刑の婦女は嶋地に發遣せず内地の懲役場に於て定役に服すと又監獄則第一條第三に曰く地方監獄は拘留、禁錮、禁獄、懲役に處せられたる者及婦女にして徒刑に處せられたるものを拘禁する所とすとあるへければ依是觀之は徒流刑以上の男囚ハ之を嶋地に發遣（發遣刑に就ては令輩大論せん）すと雖も女囚ハ之を發遣するを要せずとの意あるハ重罪輕罪の刑に處せられたる婦女ハ勿論徒刑以上のもの雖も内地に於て行刑すべきものあること素より論を俟たざるあり、然れども現行監獄則

發布以前即ち舊則時代に在つて婦女にして徒刑以上に處せられたる者及舊法に依り懲役修身の刑を受けし者は嶋地に發遣せず雖も之を内地の集治監（東京宮城の如く）に押送して本刑を執行せしめたり、然るに明治廿二年（六月）勅令第九十三號監獄則の改正發布に依り婦女は徒刑に處せられたる者及總て之を地方監獄に於て拘禁すべきものとせられたるを以て從來會て内地集治監に於て執行し來りし徒刑の婦女ハ之れを最前押發せし原府縣に返送す可きこととあれり而して今年七月廿九日付を以て内務大臣は一般に訓令を發せられたり其文に曰く懲役終身に處せられたる婦女は當分の内集治監へ押送することを止めて地方監獄に留置すべし但し其拘禁費は從前の通國庫費より支辨すと當時子輩は此訓令を俟たずして監獄則の改正に依り女囚は總て之を集治監に於て行刑すべきものにあらずして其執行場の地方監獄と改められたること第一條第三の明文を以つて推知し得へしと信ぜしあり、然りと雖も内務大臣は徒刑の婦女に付ては獄則に明文あるも舊法處斷の懲役終身の女囚は依然として從來慣行の通り集治監に押送すべきやとの當務者の疑ひなからしめんと念の爲めの訓令ありし

あり而して一面即ち從來此種の女囚を拘禁行刑しつゝある彼宮城集治監に對しては現在拘禁する者を除くの外當分收監を止むへしとの訓令ありたり、是等の女囚は舊監獄則施行の當時同監に押送せしものなり而して今尙現に僅々五名の女囚を拘禁すと是れ實に經費上及び彼是權衡上より不便且其宜しき得ざることを左に略陳して當局者の一考を煩さんどす抑も現行刑法に於て徒刑流刑の男囚ハ之を島地に發遣するの制あるにも拘はらず女囚ハ之を内地に於て行刑すへしとの規定を置かれたるは予輩の説明を俟たず婦女は總て身体軟弱にして彼の男囚の如く遠く北海道に發遣し未墾の地を開墾する等のことに適せず且其罪質に至つても他の徒流刑囚の如く其犯の多數或は黨與者の各地に散在して地方の治安を擾擾する等の處れあると亦く且其數も男囚の如く多數ならざれば之を島地に發遣するの必要もなく内地に於て其刑を執行すへしとの規定を置かれたるものあるへし如斯女囚ハ之を島地に發遣するの必要も亦く又之を集治監に集禁するの必要もなければ我賢明ある立法官は監獄則第一條第三の明文を以て刑法の規定を確め及其執行の場所を指定せられたるものと云ふへ

し果して然りとせば舊法懲役終身の女囚と刑法に依て處斷せられたる徒刑以上の女囚と何等の異なることかはれあらん別に他に特別の規定あるを俟たずして其同一あること知るべきあり、故に監督官廳に於ても前掲の訓令を發し其押發を止められたるに相違あるへからず、同時に從來舊法懲役終身の女囚を拘禁する所の彼の宮城集治監に對しては左の如き訓令ありたり、「其監獄令地方より集収すべき囚徒の内懲役終身の女囚は現在拘禁する者を除くの外當分其收監を止むへし」と

依是觀之は此種の女囚ハ當分收監を爲さるべく尙之を反言せば他日再び收監することあるへしと雖も當分は是を止むへし然れども現に拘禁しつゝある者に對しては依然舊の如く行刑すへしとの意に外ならず予輩此訓令ヲ玩味するに舊法處斷の懲役終身の女囚ハ之を集治監に拘禁するは法律の正面にして地方監獄に於て行刑すること却て其變例たるの感なき能はず何とあれり收監は當分之を止むへし現に拘禁する者は依然たるへしと云ふの意あればあり而して刑法及監獄則の規定は如何と云ふに其徒刑たること否とを問はず之れを地方監獄に於て拘禁すへしとありて

集治監は女囚を拘禁すべき所にあらす女囚は之を地方監獄に於て行刑するを本則とせり予輩は此に至つて疑ふべき能はず、是れ等しく國法に觸れ刑罰に處られたるものにして其刑名の相異なるのみを以て其執行場所の相異なるべきものにあらざることは確く信じて疑はざる所なり、而して内務大臣の二個の訓令は共に云へり當分の内集治監に押送することを止め、當分収監を止むべしと何れも當分の文字を用ひたり當分といふ即ち永久に對する語にして暫時と云ふの意なるにも拘はらず廿二年以來既に三年有餘の歲月を経過するの今日尙未だ當分の裡に彷徨せるものと云ふへし、又他の法律規則中此文字を用ゐたる類例少なきにあらす前掲二個の訓令又其一からん要するに舊法と新刑法とに由て處分せられたる女囚の拘禁行刑の場所の相異なるは如何なる理由の存するや予輩其可なるを知らざるなり

又一步を進めて拘禁費用の點より觀察せんに前顯既に陳述せし如く重罪輕罪の刑に處せられたる婦女は之を地方監獄に拘禁すべきものと定められたれば該女囚に對する一般の費用は盡く地方税支辨に屬するを以て本則とする明があり、然るに舊法懲役終身の

女囚は從前の通國庫費の支辨に歸せしめらるゝこと又予輩の解する能はざる所あり彼の内務大臣の訓令の但書に其拘禁費は從前の通國庫より支辨すべしとありて毎年府縣の請求により在府縣獄囚徒費として此種の女囚拘禁の各府縣に配付せられあること知るべきあり、前の訓令を以て懲役終身の女囚の押送を止めらるゝは可なり然れども其拘禁費を國庫より支辨せしめらるゝは一は國庫支辨より地方税支辨に移し一は依然國庫より支辨するは彼是其間に區別を立つるの理由あるへからず予輩此區別を立てらるゝの差異を發見するに苦まざるを得ざるなり

前二項は只に法理上の理由として予輩の意見を開陳せしに外あらす然れども今日尙現に彼宮城集治監に於て行刑せる僅々たる舊法處斷の懲役終身の女囚の爲め多額の費用を要する理由を略陳せんに此種の女囚は僅々五名に過ぎずして其管屬は大阪府及他二三縣ありとす是等五名の女囚の爲め特別に一監房を要し隨て之れか戒護者たる女監取締の如きも壹人の能く通番徹夜以て其職を盡す能はざると自然の狀況あれば是非二名を要するは免るべからざるの數にして其他之に伴ふ所の諸種の器具器械等の如き彼は通用

するの便益あるにあらす隨て多額の費用を要するは當然なりとす其外役業及遇囚の上に就ても此類にして彼の地方監獄に於て多數の女囚及刑事被告人を拘禁せる費用に陪すること予輩の計數を擧げて説明するを要せざる所あり

之を要するに現今彼宮城集治監に拘禁する僅々五名の女囚の爲め要する經費の如きは決して少額に止まらざるべく他諸般遇囚上に於ても殊更に手數と不便を感ずると勿論なるへければ仰き願くは當局者宜く右等の諸點に付考一考せられ右の女囚をして原府縣へ送却せしめらるゝなり將た指定の府縣へ押送収監せしめらるゝなり何れも一方の策に出てられんこと予輩の希望に堪へざるあり取て蕪言を擧す

●在監人給與工錢の義に就て

如夢居士

四人及誤認拘禁者工錢給與の件に付記者の意見を本誌第三卷第十二號及第十四號の雜報に掲げたり爾來號を重ねる數回而も今日まで一人の反對論を唱ふる者なし此有様を見れば或は輿論に合ふものなるやも知るへからず然れども余は徹頭徹尾記者の論に反對す

るものなり因て茲に之を論し監獄學會の再考を煩さんとす

先づ記者の論を左に摘記す

(一)重罪に依り輕懲役に處せられたる者本刑執行中檢事の非常上告により大審院に於て原裁判を破毀し輕罪の刑を宣告せり右重罪刑執行中に係る給與工錢は已往に溯り輕罪刑の割合ニ引直シ給與すべきものありやとの議論もある由あるも右は引直すべき性質のものにあらす重罪刑執行中に係る工錢は重罪の例に依りたるは失誤にあらざれば前論の如きは實に穿ち過たる議論と云ふべきのみ

(二)誤認と雖も既に職權ある行刑命令官署の指揮に據り當該者を監獄に拘禁して其刑を執行したる以上は行刑其者は即ち適法あり誤認を發見して檢事より釋放を指揮するまでの間に於ける行刑的所遇は總て適法のものにして一點の廻回して譴正すべき所あらざるあり(中略)故に誤認に出たる拘禁ありとは言へ工錢の割合を變して或は刑事被告人に準し或は通常人の勞働を爲したるものに擬し更に其不足の分を追償するか如きとあるへからざるは明々白白々亦一點の疑なきものゝ如し云々

右イ號の問題を論決するに方り記者は已往に溯り引直すべき性質のものにあらずと漠然之に答へ其理由を示さず理由なきものは價值なしとの格言もあれば敢て駁せず直にロ號の問題に移り論究しへし蓋しロ號ノ問題と詳論すれば自然イ號の問題の論決し得るを以てなり

諸記者は誤認と雖も既に職權ある行刑命令官者の指揮に據り當該者と監獄に拘禁して其刑を執行したる以上は行刑具物は即ち適法なり誤認を發見して檢事より釋放を指揮するまでの間に於ける行刑的處遇は總て適法のものにして一點の溯回して譴正すべき者あらざるなり云々と言ふと雖も誤認に出て刑の言渡を受けたる者を發見したるときは再審の詔を爲し罪の言渡を爲さしむるを得へし果して裁判所に於て無罪の言渡を受けたる者とせば先に言渡されたる刑の消滅して存せざるあり然るを記者が溯回して譴正すべきものにあらずと言ふは抑も如何なる譯あるか惟ふに記者が皮想の見解を持するを以て見れば裁判の効力を誤解せしより此に至りしものにはあらざるか何をか皮想の見と云ふ曰く既に職權ある行刑命令官の揮指に據りたるものをかれは行刑的處遇の總て

適法のものにして一點の溯回して譴正すべき所あらすといふの點即ち是あり夫れ裁判の効力は既に溯り其効を有するを以て本件ノ如き無罪の言渡を受けたるときは始めより無罪にして後の裁判言及ありし時より無罪と爲るものに比あらざるなり果して此の如く根本よりして無罪なる以上は如何に陳辨すも雖も有罪者として工錢を與ふると能はざるありされ記者が金城鐵壁とする斯の適法命令も其裁判言渡に依り自然其効力を失して死に至りたる者とするは余

か皮想の見解なりと云ふ所以あり又イ號の問題たる重罪の刑に處せられたる者本刑執行非常上告により輕罪の刑と爲りたる場合も之と同一の理由にて始めより輕罪の刑に處せられたる者とは如何なる處なし故に無を有とするにあらざるよりは如何て重罪囚として工錢を與ふるとを得んや以上述ふる如き理由あるを以てイ號の問題に對しては既に溯る輕罪囚の工錢を與ふへし。鐵の問題に對しても亦既に溯り囚人として與へたる工錢は之を取消し更に衣食費を計算し之を控除しし殘る所の工錢の悉皆之を與ふへしと論決す斯く論決する所以は始めより無罪の者を以て有罪者とし工錢を與ふると能はざるを以て道理に基き得る所の工錢より衣食費を扣除し餘分を與ふると論決せしは余が至當と信じて疑はざる所ありとするに勞せされし食せすとの理に基くものに即ち通常人民の取扱を爲すものなり記者以て如何とす